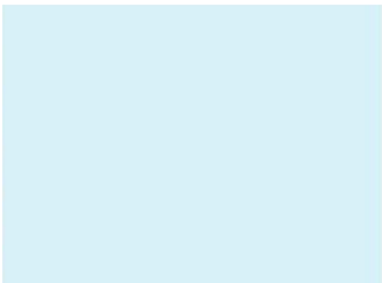
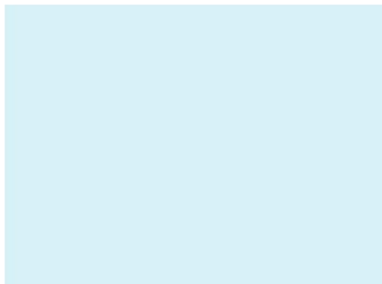
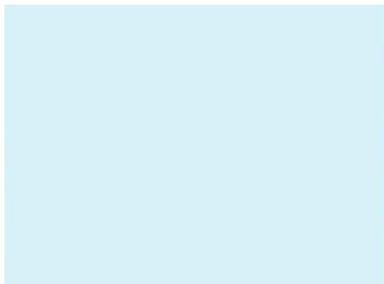


寄居町公共施設等総合管理計画



平成28年12月
令和5年3月改定
寄居町

あいさつ

本町は、少子高齢化の進展により、2000（平成12）年をピークに人口は減少に転じました。高度経済成長期の人口増加と共に整備された公共施設等（公共施設とインフラ資産）は、建設から約40～50年経過し老朽化が進行しております。また、人口減少・高齢化に伴う税収の伸び悩みや社会福祉関連経費の増大も想定されております。



町では、公共施設等のマネジメントに関して、適切な行政サービスの提供と安定した財政運営の両立を実現するため、2016（平成28年）12月に「寄居町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の管理における基本的な考え方や方針等を決めました。その後、本計画に基づき、城南保育所、用土保育所の統廃合、寄居町環境事業所の解体に着手するなど着実な事業の推進に努めております。

一方で、町をとりまく社会状況も日々、変化しております。頻発化・激甚化する自然災害、再生可能エネルギーの利用推進やカーボンニュートラルの実現など持続可能な社会実現に向けた取り組み、デジタル技術の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大など公共施設の管理においても考慮していかねばならない新たな課題が生まれております。

本計画は、策定から6か年が経過し、こうした新たな社会ニーズに対応した公共施設等の管理を進める必要があること、また、国からもこうした社会状況等を踏まえた計画改定を求める通知があったことなどから、この度、本計画の改定を実施いたしました。

引き続き、本計画に基づき、長期的な視点を持って新たなニーズに対応した公共施設の整備、維持管理を進めることにより、安定した住民サービスを提供し続けるよう努めてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

寄居町長

峯岸克明

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 本計画について	1
1-1 背景と目的	1
1-2 計画期間	2
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 対象範囲	3
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
第1節 本町の現況と見通し	5
1-1 町を取り巻く環境	5
1-2 人口の現況と見通し	6
1-3 財政の現況	8
第2節 公共施設等の現況と見通し	12
2-1 公共施設等の保有状況	12
2-2 公共施設の老朽化状況	13
2-3 公共施設の耐震化状況	14
2-4 公共施設の利用状況	15
2-5 保有施設等の変遷	16
2-6 公共施設等の将来の更新等費用	19
第3節 課題の整理	24
3-1 課題の整理	24
第3章 公共施設等マネジメントの方針	25
第1節 目標	25
1-1 公共施設等マネジメントの基本目標	25
第2節 全体方針	26
2-1 公共施設等の管理に関する全体方針	26
第3節 個別方針	33
3-1 施設類型ごとの管理に関する個別方針	33
3-2 公共施設	33
3-3 インフラ資産	58
第4章 公共施設等マネジメントの推進体制等	62
第1節 推進体制と実施方針	62
1-1 庁内体制とフォローアップの実施方針	62
1-2 町民との情報共有と対話	63
1-3 財源確保等の方針	63

第1章 はじめに

第1節 本計画について

1-1 背景と目的

我が国では、少子高齢化の進展により、2008（平成20）年をピークに総人口は減少に転じた。高度経済成長期の人口増加と共に整備された公共施設等（公共施設とインフラ資産）は、建設から約40～50年経過し、老朽化が進行している。また、人口減少・高齢化に伴う税収の伸び悩みや社会福祉関連費の増大も想定されている。

こうした状況に対応すべく、国では2014（平成26）年度に全国の地方自治体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、公共施設等の長期的な視点に立ったマネジメントを求めてきた。

本町においても、前述の公共施設等の老朽化の進行や少子高齢化に伴う財政状況の変化は同様な状況が懸念されており、公共施設等の適切なマネジメントが必要となっている。このような状況から、すべての公共施設等の現状や課題、将来の見通しについて、長期的視点に立って公共施設等の整備・更新等を計画的に進めていくための方針として2016（平成28）年度に「寄居町公共施設等総合管理計画」（以降、「前回計画」という）を策定した。また、2020（令和2）年度には、円滑な事業推進のためのアクションプランと各公共施設の個別施設計画を策定し、計画の具体化と推進を行っている。

その間、国からは、2020（令和2）年度に社会状況の変化と過去に行った実績の整理等を踏まえた「公共施設等総合管理計画」の見直しが通知により求められた。

そのため、本町においても「持続可能なまち」に向けて、適切な公共サービスの提供と安定した財政運営の両立を図るとともに、社会状況に適合した公共施設等の管理を行っていくため、この度、寄居町公共施設等総合管理計画を改定するものである。

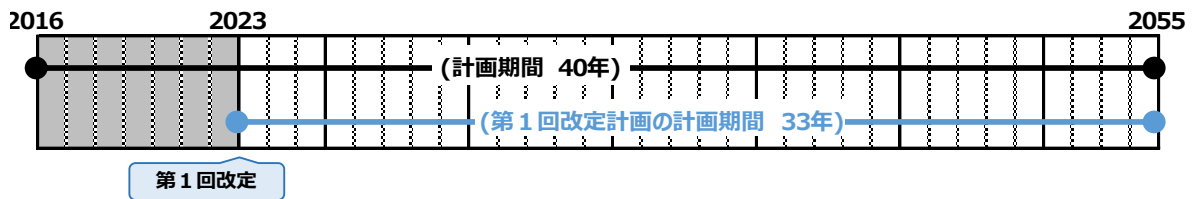


1-2 計画期間

本計画は、2016（平成 28）年度に策定した「寄居町公共施設等総合管理計画」の改定計画である。本改定における計画期間は、前回計画で定めた 2016（平成 28）年度から 2055（令和 37）年度までの 40 年間の計画期間を踏襲し、残る 33 年間とする。

ただし、今後の上位・関連計画や社会情勢、住民ニーズなどの状況の変化に応じて、適宜見直しを行っていく。

図 1-1 計画期間

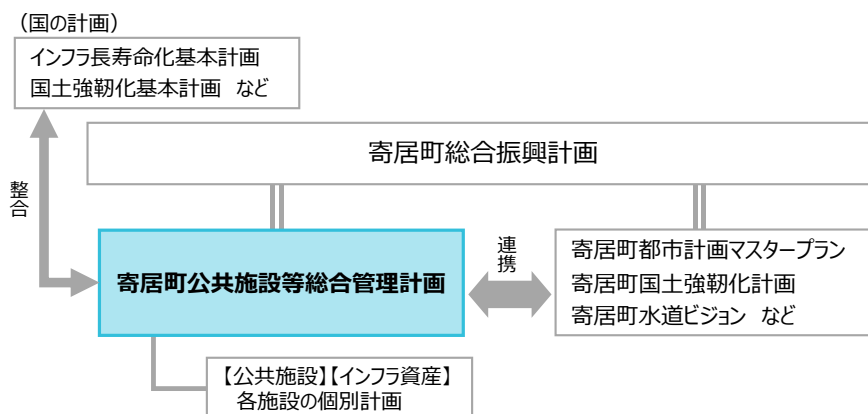


1-3 計画の位置づけ

本計画は、本町における今後の各公共施設等の管理指針となるものである。

また、本町の最上位計画である「寄居町総合振興計画」との整合を図るとともに、「寄居町都市計画マスタープラン」や「寄居町国土強靱化計画」などの関連計画と連携した計画として位置づける。以下に本計画の位置づけを図示する。

図 1-2 本計画の位置づけ



1-4 対象範囲

本計画の対象範囲は、町有財産のうち公共施設及びインフラ資産である。

図 1-3 対象範囲

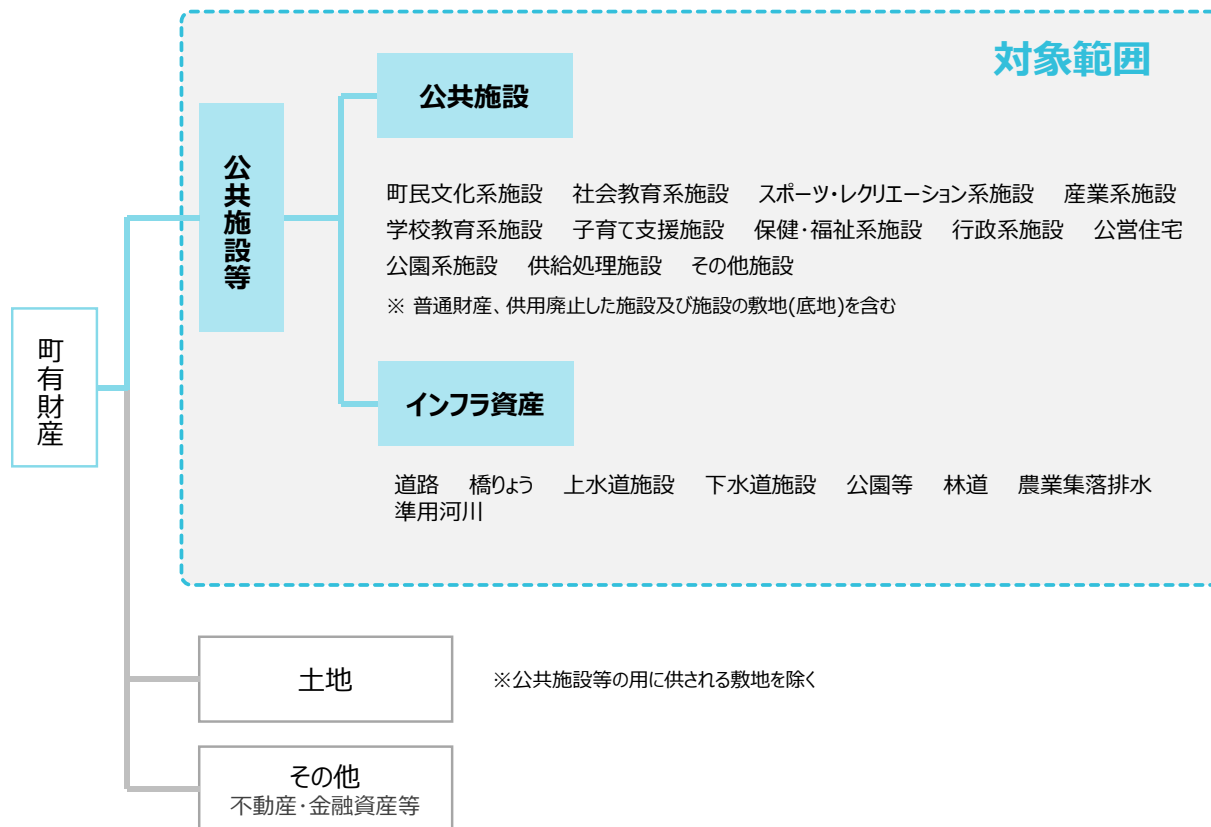


表 1-1 対象公共施設一覧

大分類	中分類	施設名
町民文化系施設	公民館	中央公民館
	コミュニティーセンター	桜沢コミュニティセンター、折原コミュニティセンター、用土コミュニティセンター 鉢形コミュニティセンター、西部コミュニティセンター、男衾コミュニティセンター
	集会所	寄居町鉢形財産区会館、寄居町用土コミュニティストーション 立ヶ瀬集会所、用土集会所、用土第2集会所、寄居町勤労福祉センター 寄居町農業ふれあいセンター、寄居町生涯学舎、生涯学習拠点無腸庵 寄居駅南口駅前拠点施設(Yotteco)
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館	鉢形城歴史館・寄居町埋蔵文化財センター
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	弓道場、総合体育館・アタゴ記念館、カタクリ体育センター
	保養施設	日本の里風布館
産業系施設	産業系施設	寄居町農産物加工施設(アグリ館)、寄居町特産品等販売施設
学校教育系施設	小学校	寄居小学校、桜沢小学校、用土小学校、折原小学校、鉢形小学校、男衾小学校
	中学校	寄居中学校、城南中学校、男衾中学校
	その他学校 教育系施設	学校給食センター、寄居町教育サポートセンター、適応指導教室(かわせみ教室)
子育て支援施設	保育所	寄居保育所、男衾保育所
	放課後児童 保育施設	寄居小学校区放課後児童保育施設(小学校敷地内) 寄居小学校区放課後児童保育施設(小学校校舎) 桜沢小学校区放課後児童保育施設、用土小学校区放課後児童保育施設 男衾小学校区放課後児童保育施設
	地域子育て 支援施設	子育て支援センター(寄居)、子育て支援センター(男衾)
	児童厚生施設	児童館
保健・福祉系施設	保健・福祉施設	寄居町保健福祉総合センター(ユウネス)、隣保館
	障害福祉施設	障害者交流センター
	高齢福祉施設	老人福祉センター、介護老人保健施設(やまざくら)
行政系施設	町役場	寄居町役場
	分団詰所車庫	寄居町消防団第一分団詰所車庫(旧)、寄居町消防団第二分団詰所車庫 寄居町消防団第三分団詰所車庫、寄居町消防団第四分団詰所車庫 寄居町消防団第五分団詰所車庫、寄居町消防団第六分団詰所車庫 寄居町消防団第七分団詰所車庫、寄居町消防団第一分団詰所車庫・備蓄倉庫(新)
	消防施設	深谷市消防本部花園消防署寄居分署
	行政系施設	男衾連絡所、用土連絡所、寄居町シルバー人材センター
公営住宅	町単住宅	栄町住宅、中道南住宅
	町営住宅	上の原住宅、平倉住宅、漆原住宅、中道西住宅、中道中住宅
公園系施設	公園	史跡鉢形城遺構の広場
	休憩施設	鉢形城公園大型休憩施設、鉢形城公園休憩施設、中間平休憩施設 中間平作業場、かわせみ広場多目的休憩舎、雀宮公園休憩施設 賑わい創出交流広場(YORIBA)休憩施設
	トイレ	寄居運動公園トイレ、中間平公園トイレ、雀宮公園トイレ、天沼公園トイレ
供給処理施設	供給処理施設	汚泥再生処理センター、寄居町環境事業所
その他施設	自由通路	寄居駅南北自由通路、桜沢駅自由通路、男衾駅東西自由通路
	トイレ	寄居駅北観光トイレ、寄居駅南観光トイレ、玉淀観光トイレ、桜沢駅公衆用トイレ 少林寺観光トイレ、浄福寺観光トイレ、善導寺観光トイレ、大正池観光トイレ 波久礼駅前観光トイレ、岩崎観光トイレ、かわせみ河原観光トイレ、男衾駅東口トイレ 男衾駅西口トイレ、本曲輪観光トイレ
	その他	旧シルバー人材センター事務所、文化財保管庫(旧建設課庁舎)、かわせみ河原環境美化管理所、 かわせみ河原ゴミ集積施設、体育館裏倉庫、文化財保管庫(歴史館敷地内)

※令和5年3月現在で所在する施設

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

第1節 本町の現況と見通し

1-1 町を取り巻く環境

公共施設等を適切に管理していくためには、本町を取り巻く社会状況に即したマネジメントが必要である。今後の公共施設等のマネジメントにおいて、考慮すべき社会潮流を以下に整理する。

(1) 頻発化・激甚化する自然災害

近年の自然災害の頻発化・激甚化へ対処するため、国や地方自治体、民間企業、地域コミュニティなどにおいてソフト・ハード面で国土強靱化対策が進められている。

今後、発生が懸念されている首都直下型地震や南海トラフ地震、その他大型台風や集中豪雨、大雪などの災害に対応するための備えが必要となっている。

(2) 持続可能な社会実現に向けた取り組み

2015（平成27）年度に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）にもとづき、国内でも再生可能エネルギー¹※の利用推進やカーボンニュートラル²※の実現、ユニバーサルデザインの導入等の様々な取り組みが進められている。

(3) 新技術の発展

2016（平成28）年度に閣議決定された「科学技術基本計画」において、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society5.0」が提唱された。

あらゆるものをインターネットに接続する技術（IoT）や人工知能（AI）などの様々な科学技術が瞬く間に発展し、近年はインターネットの仮想空間を活用した技術³※が拡大している。

(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大以降の経済対策

2020（令和2）年から急拡大した新型コロナウイルス感染症から2年が経過し、Withコロナに向けた「新しい生活様式」が取り入れられるなか、国は、2022（令和4）年度に「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする「新しい資本主義」を示し、取り組みが進められている。

¹ ※ 自然界に常に存在するエネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）を指す。

² ※ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。

2020（令和2）年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している。

³ ※ インターネット上の仮想空間でアバターを用いた交流が行えるメタバースと言われるサービスや、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）、複合現実（MR）といった技術などを指す。

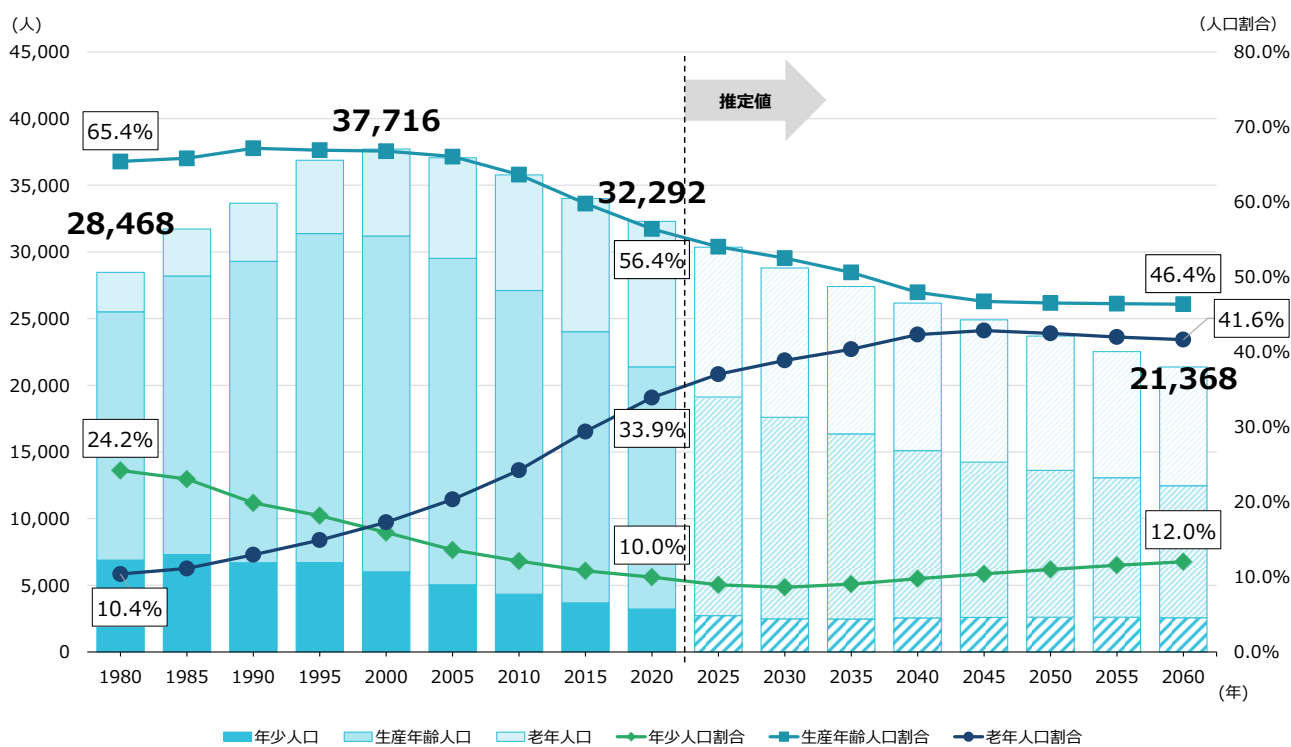
1-2 人口の現況と見通し

(1) 総人口の推移と見通し

本町の総人口は2000（平成12）年の37,716人をピークに減少傾向にあり、今後もこの傾向が続いていく見通しである。寄居町人口ビジョンでは、2060（令和42）年にはピーク時の約56.7%である約21,368人まで減少すると予測している。

年齢3階層別人口^{4*}の割合は、2020（令和2）年から2060（令和42）年にかけて、生産年齢人口が56.4%から46.4%に減少し、対して老年人口が33.9%から41.6%に増加すると予測されていることから、将来的に高齢化がより一層進行する見通しである。

図 2-1 人口の将来展望



※四捨五入の関係で、データの合計が一致しない場合がある。 資料：国勢調査、寄居町人口ビジョン

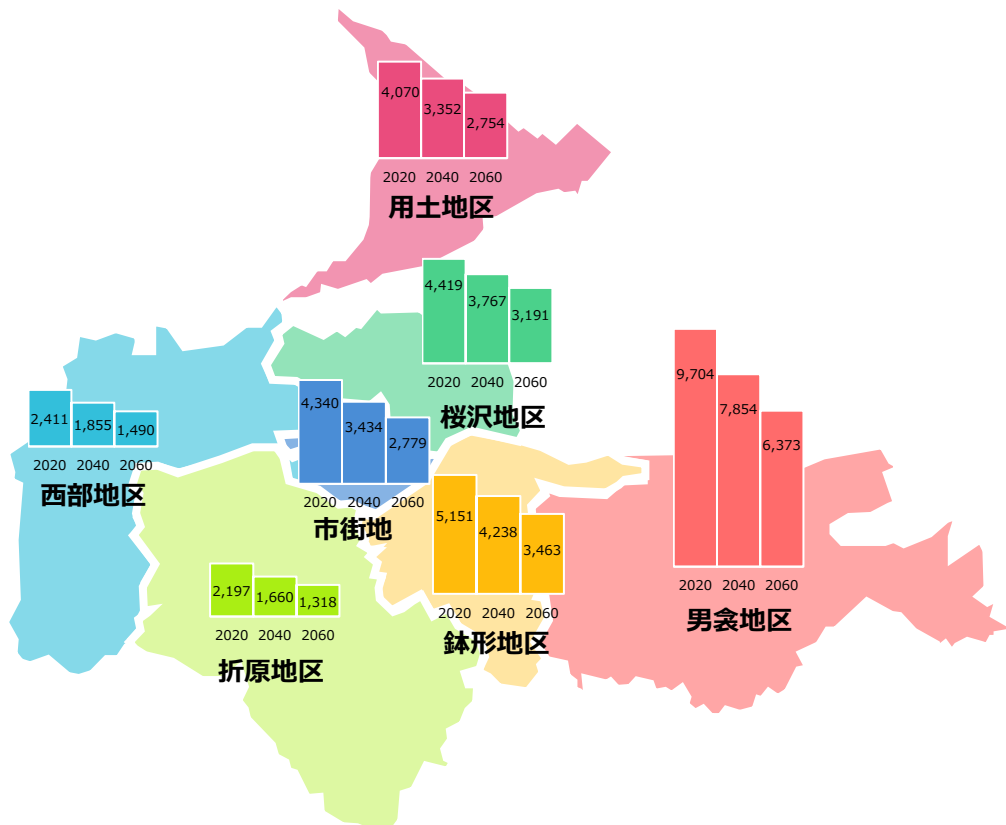
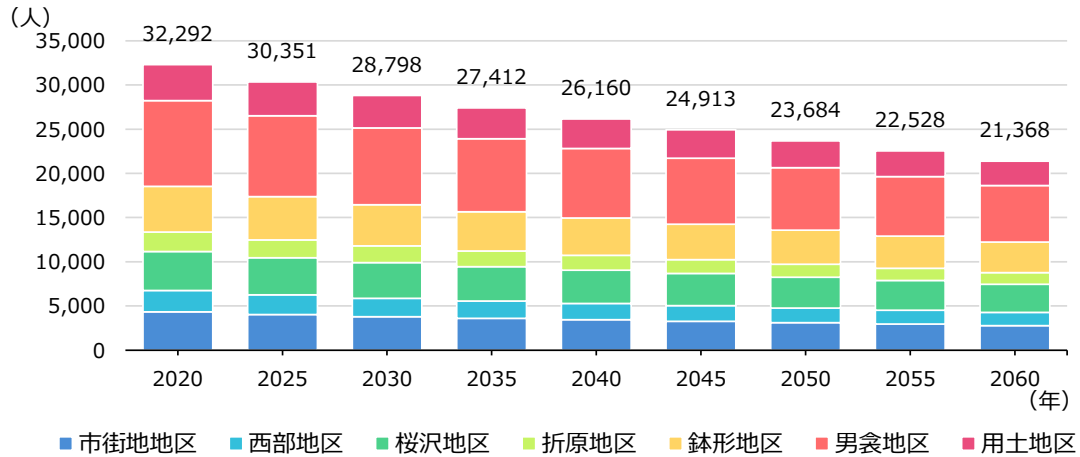
^{4*} 年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）、老年人口（65歳以上）の3階層を指す。

(2) 地区別人口の見通し

町内7地区ごとの将来人口の見通しの推計結果は以下のとおりである。

2020(令和2)年から2060(令和42)年までの期間では、今後、全ての地区で人口が減少する見通しとなっている。

図 2-2 地区別人口の推移と見通し



※試算方法：寄居町総合振興計画の将来人口推計を基に、前回計画の各地区における人口推計の割合を反映した。
 (総合振興計画の推計総人口×前回計画における各地区の人口割合＝各地区の推計人口)

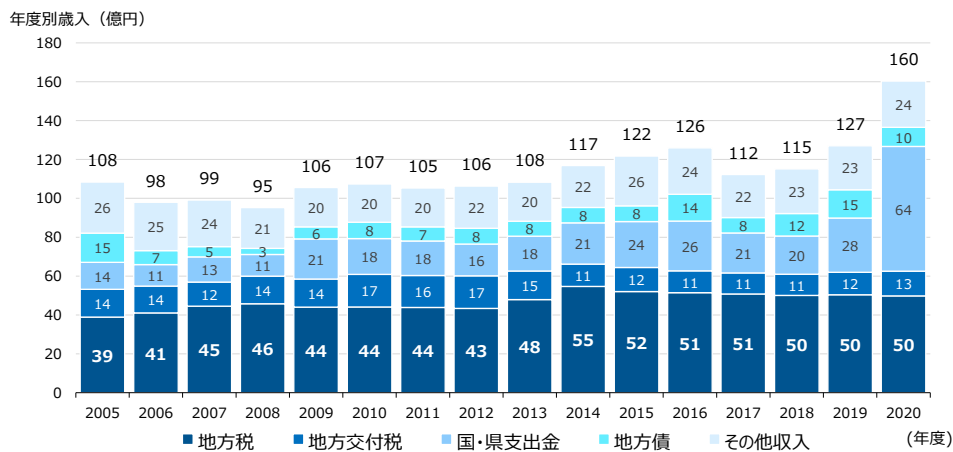
1-3 財政の現況

(1) 歳入

歳入の特徴は、地方税^{5※}（町税）の増加である。2006（平成 18）年度から 40 億円台で推移してきたが、大規模事業所の立地等の影響もあり、2014（平成 26）年度以降から 50 億円台に増加している。

また、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の関連対策のため、国・県支出金^{6※}が大幅に増加している。

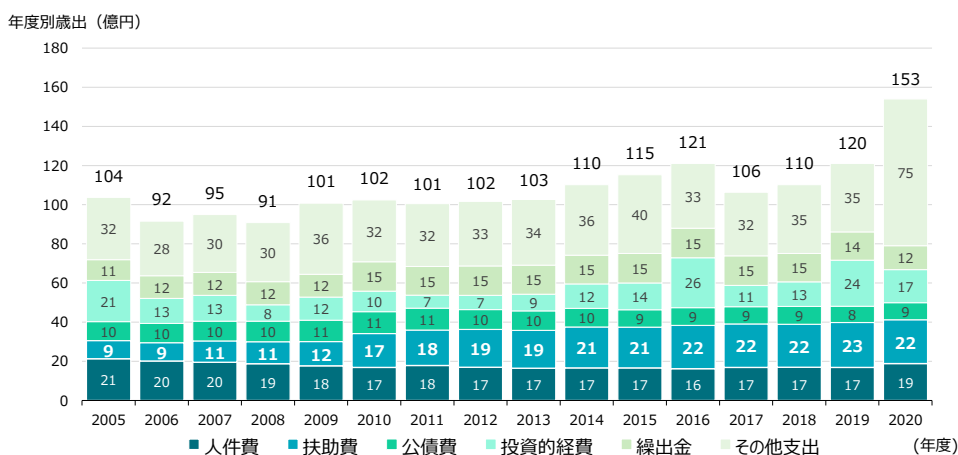
図 2-3 歳入の推移



(2) 歳出

歳出の特徴は、社会保障関係経費である扶助費^{7※}の増加である。高齢化等の進行により、今後もその傾向は続くと考えられる。

図 2-4 歳出の推移



※四捨五入の関係で、データの合計が一致しない場合がある。

⁵ ※ 住民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税など町が収入する税の総称のこと。

⁶ ※ 国や県から町へ交付される補助金等の総称のこと。

⁷ ※ 社会保障制度の一環として、児童福祉費、社会福祉費などで構成され、住民生活を支援する費用をさす。

(3) 普通建設事業費と維持修繕費

公共施設等の整備に用いられる費用の項目として、普通建設事業費と維持修繕費がある。

町におけるこれらの費用の推移をみると、汚泥再生処理センターが建設された 2005（平成 17）年度は 20 億円を超えているが、その後は減少した。しかし、2011（平成 23）年度を境に増加傾向に転じ、大きな事業のあった 2016（平成 28）年度、2019（令和元）年度では、25 億円を超えた。

普通建設事業費は以下に示すとおり、新たな公共施設及びインフラ資産の整備を行った年に大幅な増加が見られることがわかる。

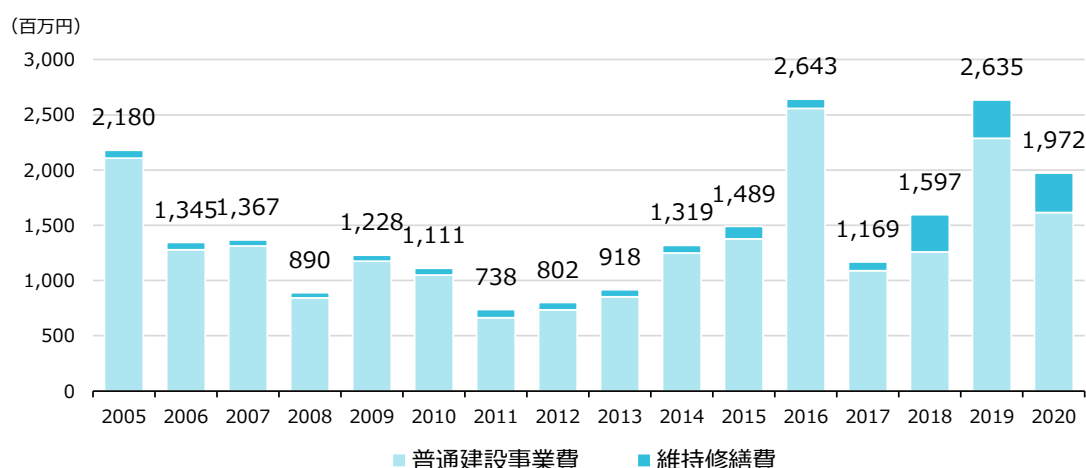
また、2018（平成 30）年度からは維持修繕費が特徴的に増加している。これは、前年度まで物件費に計上していた施設の維持管理に伴う費用を、2018（平成 30）年度から維持修繕費に計上したことに加え、老朽化した公共施設等を多く保有していることに起因している。

今後も、これまで整備してきた公共施設等の老朽化に伴う定期的な修繕や大規模改修、施設の建替えなどの費用も加わり、必要となる費用は増加していくものと考えられる。

表 2-1 2016（平成 28）年度以降に行った主な事業

2016（平成 28）年度	男衾駅東西自由通路、東西駅前広場を含めた街路整備等 寄居町の全 6 小学校にエアコン設置工事
2019（令和元）年度	寄居駅南口周辺整備事業における用地取得費及び物件補償費 城南保育所廃止に伴う男衾保育所の建設費
2020（令和 2）年度	寄居駅南口駅前拠点施設(Yotteco)周辺整備事業

図 2-5 普通建設事業費と維持修繕費の推移



(4) 財政状況

本町の財政状況を、健全性、弾力性、資産適合性の3点から整理する。

本町は、概ね健全な財政運営を行えているが、新型コロナウイルス感染症による経済への影響や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少により、地方税の落ち込みや扶助費の増加が懸念されている。引き続き効率的かつ効果的な行財政経営に努め、将来世代に負担を先送りすることのない、時代の変化に合わせた公共サービスの提供を行っていく必要がある。

2020（令和2）年度までの決算及び財務諸表に基づく各指標分析は以下の通りである。

① 健全性（持続可能性）

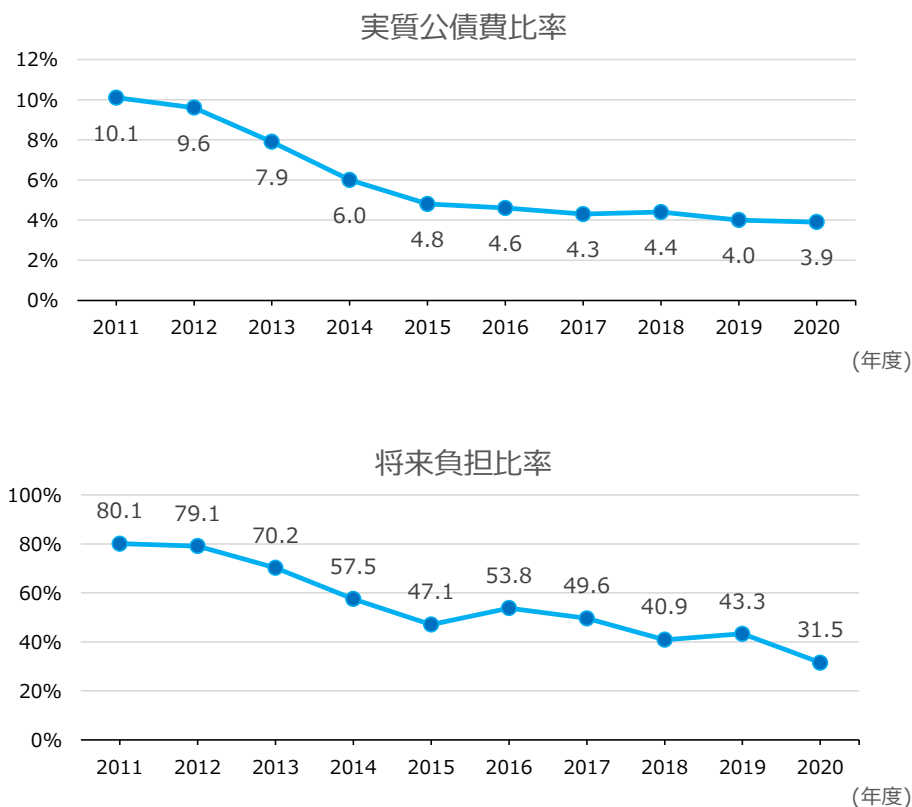
財政の健全性の分析指標として、実質公債費比率と将来負担比率の推移を以下に示す。

実質公債費比率は、資金繰りの危険度を表し、値が低いほど良いとされ、値が25%以上となると地方債の発行が制限される。

将来負担比率は、将来、財政を圧迫する可能性を表し、値が低いほど良いとされる。早期健全化が必要とされる基準は350%であり、この値が高い場合は、財政上の問題が生じる可能性が高い。

本町の実質公債費比率と将来負担比率は共に減少傾向であり、今後も良好な健全性を維持していくことが重要となる。

図 2-6 実質公債費比率と将来負担比率



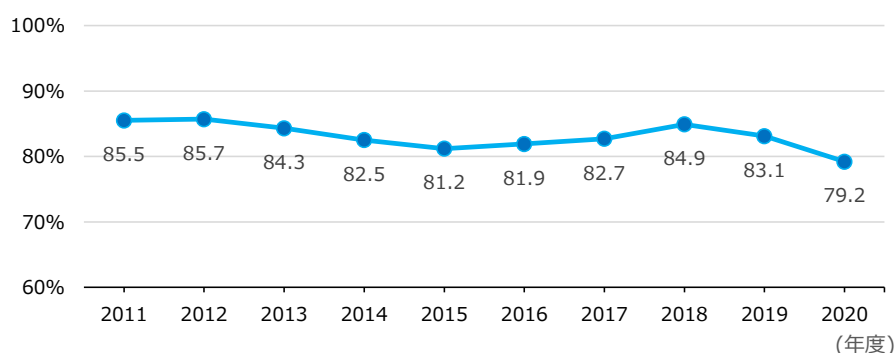
② 弾力性(財政構造の柔軟性)

財政構造の柔軟性（臨時に使用できる一般財源があるか）の分析指標として、経常収支比率^{8※}の推移を以下に示す。

経常収支比率は、値が低いほど臨時の財政需要や町のニーズに対応した事業実施が容易となる。

本町は、80%台を維持しながら近年は減少傾向にあることから、弾力性は向上していると考えられる。社会保障費が増加傾向であることを考慮すると、経費全般の節減を進めることが重要となる。

図 2-7 経常収支比率の推移



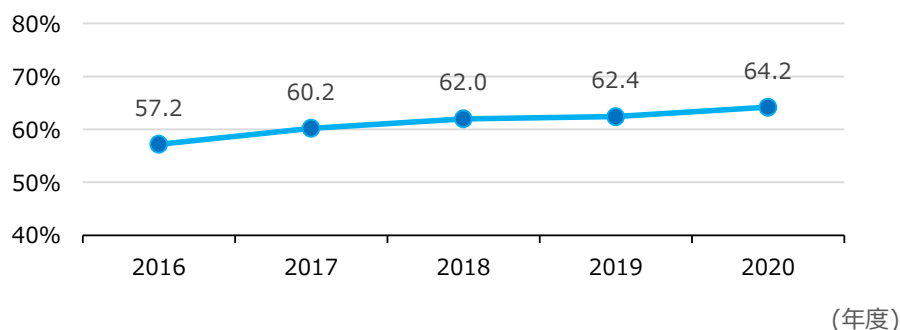
③ 資産適合性(資産形成度)

資産形成度（将来世代に残る資産はどのくらいか）の指標として、本町の所有する資産から算出した有形固定資産減価償却率^{9※}の推移を以下に示す。

有形固定資産の減価償却率は、資産を取得してからの経過程度を把握することができ、値が高ければ、公共施設等が長く使用されており、老朽化が進んでいる可能性がある。

公共施設等の老朽化は、前回計画を策定した2016（平成28）年度以降も進行しており、修繕・改修費の増加への対策が重要である。

図 2-8 有形固定資産減価償却率の推移



⁸ ※ 経常収支比率は、地方税、普通交付税など用途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合である。

⁹ ※ 有形固定資産は、主に建物やその附属設備、機械や装置、車両、工具や備品等を指す。これらの減価償却された割合が減価償却率となる。なお、無形固定資産は、特許権や商標権、ソフトウェア等を指す。

第2節 公共施設等の現況と見通し

2-1 公共施設等の保有状況

本町の公共施設の保有数は109施設、延床面積の合計は約118,964㎡である。延床面積の内訳は、学校教育系施設が42.2%と最も高く、次いで公営住宅が11.1%、行政系施設が10.8%という状況である。

インフラ資産は、道路、橋りょう、道路附属物、上水道、下水道、公園等、林道、農業集落排水、準用河川を保有している。

図 2-9 公共施設の施設分類別延床面積

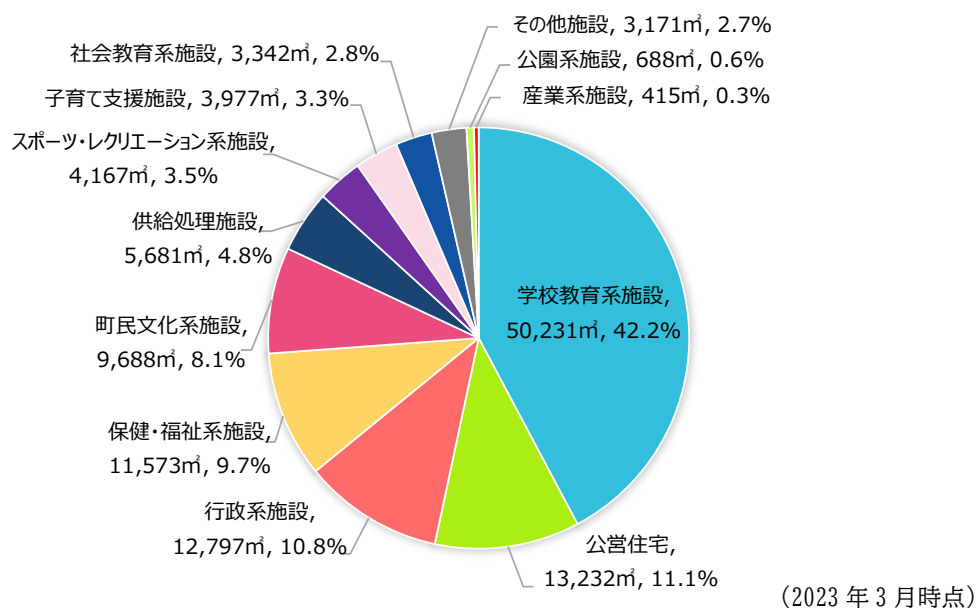


表 2-2 インフラ資産の保有状況

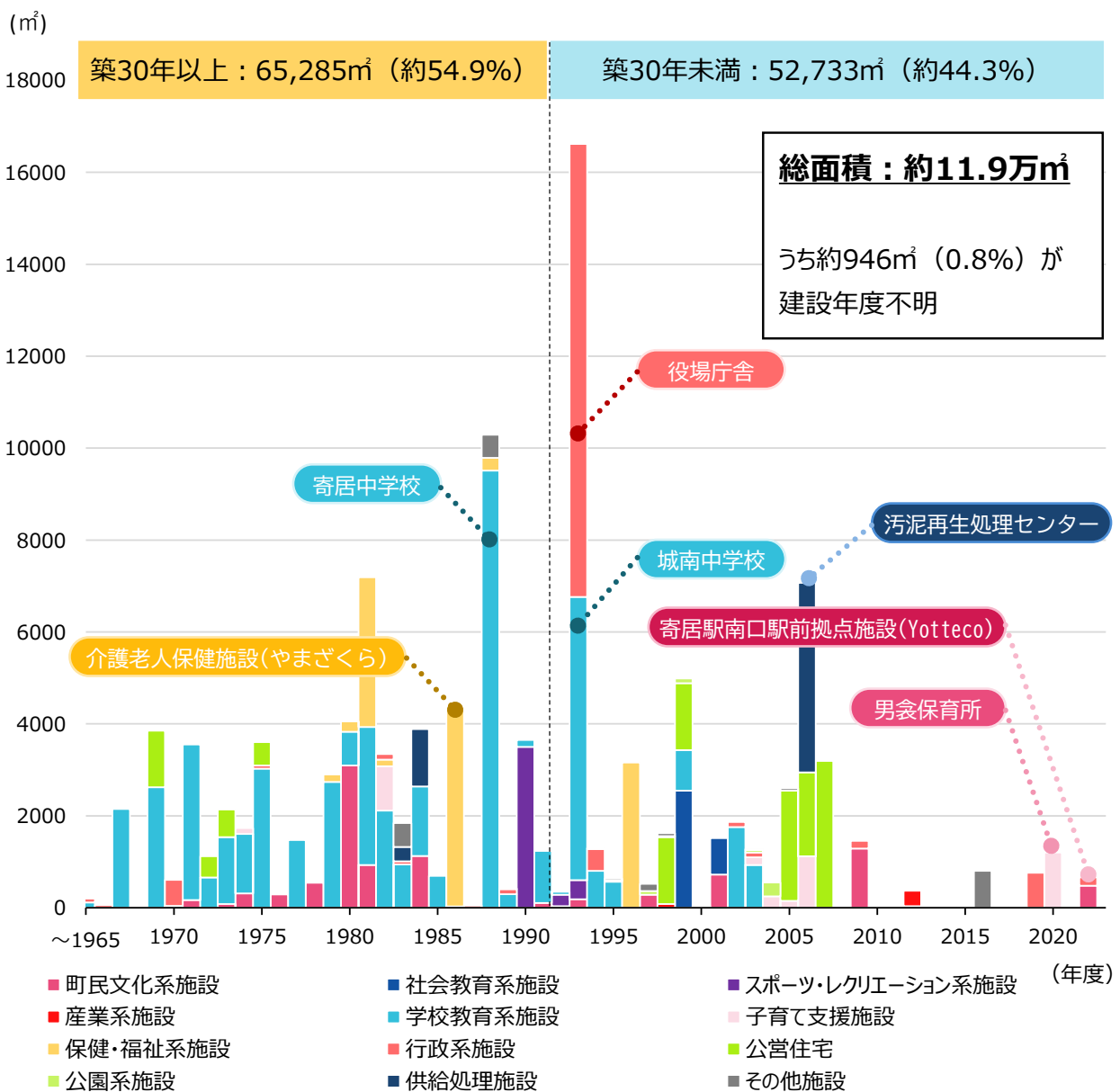
種別	施設区分	延長等	面積	備考	
町道	道路延長	1級町道	26 路線 42,987 m	363,774 ㎡	令和3年度末時点
		2級町道	30 路線 36,622 m	231,777 ㎡	〃
		その他町道	6,112 路線 673,434 m	2,469,522 ㎡	〃
		合計	6,168 路線 753,043 m	3,065,073 ㎡	〃
	橋りょう	橋長15m以上	26 橋 1,094 m	8,043 ㎡	〃
		橋長15m未満	282 橋 1,726 m	8,078 ㎡	〃
		合計	308 橋 2,821 m	16,121 ㎡	〃
道路附属物	照明施設	250 基 -	-	〃	
上水道	管路	- 220,587 m	-	〃	
	付帯施設	13 施設 -	2,082 ㎡	〃	
下水道	管路 (雨水・汚水)	- 74,635 m	-	〃	
公園等	都市公園	14 箇所 -	866,423 ㎡	令和4年度時点	
	児童遊園	29 箇所 -	15,598 ㎡	〃	
林道	道路延長	9 路線 7,805 m	23,524 ㎡	〃	
農業集落排水	管路	- 35,687 m	-	〃	
	付帯施設	3 施設 -	537 ㎡	〃	
河川	準用河川	3 本 13,000 m	-	〃	

2-2 公共施設の老朽化状況

本町の公共施設は、人口が増加傾向にあった1980（昭和55）年以降に多く建築されている。建築後30年以上経過している施設の延床面積の合計は65,285㎡であり、現在の公共施設全体の54.9%を占めている。

建築物は一般的に、建築後30年程度で大規模改修、60年程度で更新が必要とされており、これから公共施設の老朽化に対応していく必要がある。

図 2-10 公共施設の経過年別延床面積



2-3 公共施設の耐震化状況

本町の公共施設は災害への備えとして、耐震化を進めている。

公共施設の全延床面積のうち、94.2% (112,038 m²) が耐震化¹⁰対応を完了しており、残りの 4.7% (5,622 m²) が耐震化未対応、1.1% (1,304 m²) が不明となっている。

耐震化の状況を施設分類別にみると、耐震改修工事未実施の割合が多い分類は、町民文化系施設が 27.7%、次いで公営住宅が 21.9% である。

図 2-1 1 公共施設全体の耐震改修状況

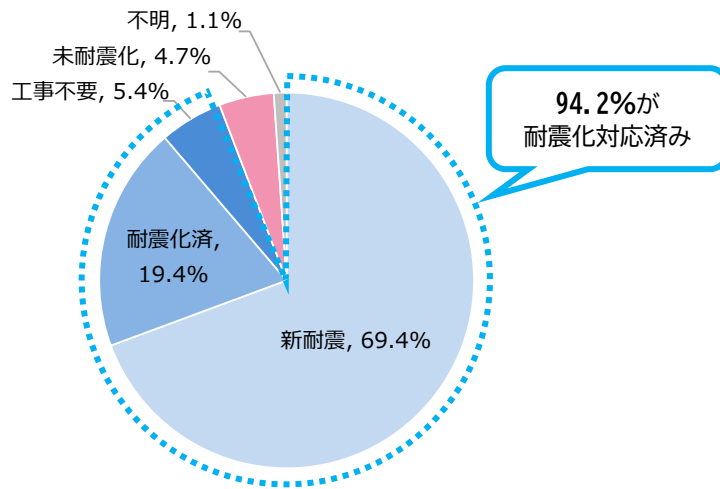
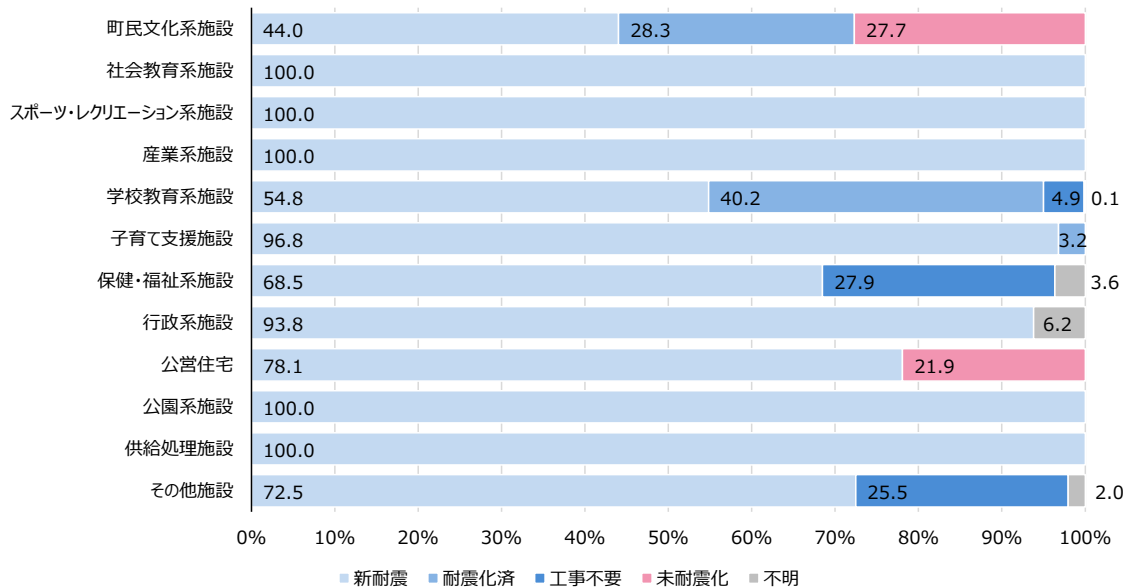


図 2-1 2 施設分類別の耐震改修状況



※端数処理の関係で合計値が 100% にならない場合がある。

¹⁰ ※ 1981(昭和 56)年 6 月 1 日に建築基準法の施行令の改正が行われた。

改正以降に建設される建物が守るべき耐震性能の基準を新耐震基準、それ以前のを旧耐震基準と言い、耐震化とは旧耐震基準の性能を新耐震基準以上にあげることを指す。新耐震基準は、震度 6 強から 7 程度の揺れでも倒壊しない構造基準として設定されている。なお、施設の用途によっては耐震化が不要である場合もある。

2-4 公共施設の利用状況

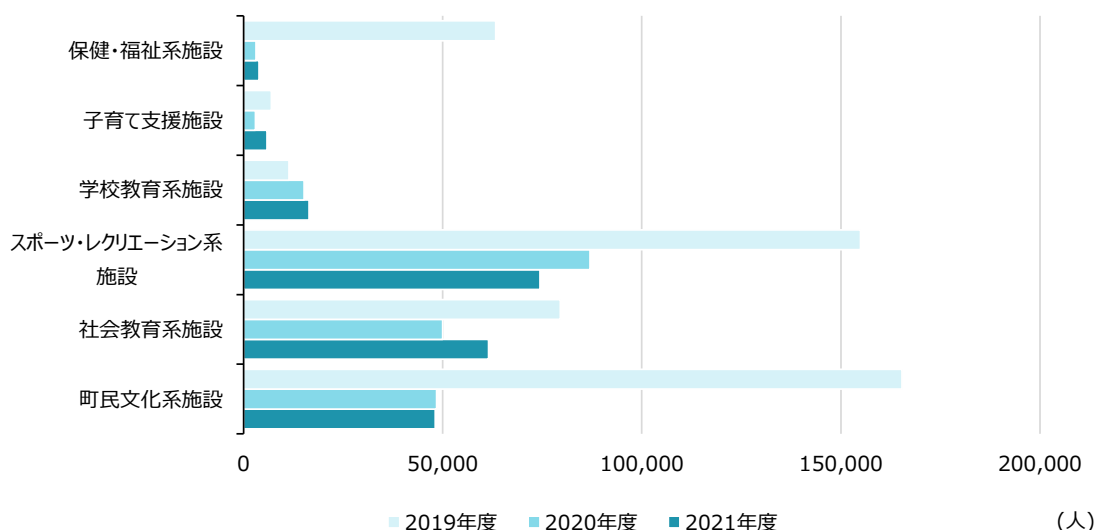
利用者の状況を施設分類別に見ると、2019(令和元)年度の利用者は町民文化系施設が最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が多い。

2020(令和2)年度以降は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限と施設の閉鎖のため、利用者数は全体で大幅に減少している。学校教育系施設は唯一、利用者数が増加している。これは、寄居町教育サポートセンターと適応指導教室(かわせみ教室)等の施設への相談件数が増加したこと起因している。

表 2-3 公共施設の年間利用者数

施設分類	利用者数(人)		
	2019年度	2020年度	2021年度
町民文化系施設	165,322	48,476	48,103
社会教育系施設	79,507	49,994	61,481
スポーツ・レクリエーション系施設	154,942	86,959	74,420
学校教育系施設	11,378	15,147	16,434
子育て支援施設	6,942	2,923	5,840
保健・福祉系施設	63,332	3,073	3,862
合計	481,423	206,572	210,140

図 2-13 公共施設の年間利用者数



2-5 保有施設等の変遷

(1) 公共施設

本町の公共施設の保有数を前回計画と比べると、106施設から109施設に3施設増加しているが、延床面積の合計は119,267㎡から118,964㎡と約303㎡減少している。

以下に主な延床面積の増加要因と減少要因を示す。なお、本改定に際し、延床面積の集計を精緻に見直したことにより、前回計画から若干の面積変動がある。

① 主な増加要因

- ・深谷市消防本部花園消防署寄居分署の更新などを実施。

② 主な減少要因

- ・旧あさひ銀行社宅A・B棟の譲渡、上の原住宅1棟の解体を実施。
- ・旧男衾保育所・用土保育所・城南保育所の解体を実施。

表 2-4 公共施設の施設分類別延床面積の差異

前回計画との比較	前回計画 2014 (平成 26)	本計画 2022 (令和 4)	増加	減少	差異
町民文化系施設	9,978 ㎡	9,688 ㎡	512 ㎡	801 ㎡	- 289 ㎡
社会教育系施設	3,342 ㎡	3,342 ㎡	-	-	-
スポーツ・レクリエーション系施設	4,167 ㎡	4,167 ㎡	-	-	-
産業系施設	415 ㎡	415 ㎡	-	-	-
学校教育系施設	50,253 ㎡	50,231 ㎡	8 ㎡	29 ㎡	- 21 ㎡
子育て支援施設	4,404 ㎡	3,977 ㎡	1,255 ㎡	1,683 ㎡	- 427 ㎡
保健・福祉系施設	10,759 ㎡	11,573 ㎡	820 ㎡	6 ㎡	+ 814 ㎡
行政系施設	12,323 ㎡	12,797 ㎡	474 ㎡	-	+ 474 ㎡
公営住宅	14,134 ㎡	13,232 ㎡	-	902 ㎡	- 902 ㎡
公園系施設	639 ㎡	688 ㎡	69 ㎡	21 ㎡	+ 49 ㎡
供給処理施設	5,681 ㎡	5,681 ㎡	-	-	-
その他施設	3,171 ㎡	3,171 ㎡	-	-	-
合計	119,267 ㎡	118,964 ㎡	3,139 ㎡	3,442 ㎡	- 303 ㎡

※四捨五入の関係で、データの合計が一致しない場合がある。

前回計画を策定した2016(平成28)年度から現在の2022(令和4)年度まで、そして、現時点で既に予定が決定している2025(令和7)年度までの公共施設に対する取り組みの概要を以下に示す。

取り組みの内訳は、新設が6施設、更新が4施設、解体・撤去が7施設、譲渡が2施設、用途変更が1施設である。

新設は青丸、解体・撤去、譲渡は赤丸、分類変更は橙丸で示した。なお、更新された施設は、全て別の場所に建設されており、新設と解体・撤去の工事は別々に実施されている。

凡例	
● : 新設	● : 解体・撤去、譲渡
● : 分類変更	

表 2-5 公共施設の取り組み概要

(年度)

取組内容	施設分類	建物名	2016 まで	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 (予定)	2024 (予定)	2025 (予定)
新設	町民文化系施設	寄居駅南口駅前拠点施設 (Yotteco)							●			
	子育て支援施設	子育て支援センター(男衾)					●					
	公園系施設	雀宮公園休憩施設			●							
		雀宮公園トイレ				●						
		賑わい創出交流広場(YORIBA) 休憩施設							●			
	供給処理施設	ストックヤード									●	
更新	子育て支援施設	男衾保育所						● ●				
	行政系施設	深谷市消防本部 花園消防署寄居分署			●	●						
		寄居町消防団 第一分団詰所・備蓄倉庫								●	●	
		寄居町消防団第七分団詰所										●
解体 ・ 撤去	子育て支援施設	用土保育所							●			
		城南保育所							●			
	公営住宅	上の原住宅(第2-3号棟)	●									
	供給処理施設	寄居町環境事業所								●		
譲渡	公営住宅	旧あさひ銀行社宅A棟			●							
		旧あさひ銀行社宅B棟			●							
分類変更	町民文化系施設 →保健・福祉系施設	隣保館	●									

(2) インフラ資産

本町のインフラ資産のうち多くは、前回計画以降、新設・改修・修繕工事等により、施設量が増加している。以下に、前回計画から本計画までの6年間におけるインフラ資産の保有量の変化を整理した。

主な変化として、道路の実延長が5,943m増加し、橋りょうは一部廃止に伴い総延長が減少した。また、都市公園が1箇所新設されたほか、上下水道や農業集落排水は、新たな施設や工場の建設のため、それぞれ総量が増加している。

表 2-6 インフラ資産の主な変化

種別		比較項目	前回計画 2016 (平成 28)	本計画 2022 (令和 4)	変化
町道	道路	実延長	747,100 m	753,043 m	+ 5,943 m
		面積	2,954,001 m ²	3,065,073 m ²	+ 111,072 m ²
	橋りょう	実延長	2,836 m	2,821 m	- 15 m
		面積	14,490 m ²	16,121 m ²	+ 1,631 m ²
	林道	実延長	7,805 m	7,805 m	± 0 m
		面積	23,524 m ²	23,524 m ²	± 0 m ²
	道路附属物 (照明)	施設数	-	250 基	-
都市公園	施設数	13 箇所	14 箇所	+ 1 箇所	
上水道	管路延長	212,019 m	220,587 m	+ 8,568 m	
下水道	管路延長	68,200 m	74,635 m	+ 6,435 m	
農業集落排水	管路延長	35,127 m	35,687 m	+ 560 m	
準用河川	管理河川数	3 箇所	3 箇所	変化なし	

2-6 公共施設等の将来の更新等費用

(1) 公共施設の将来の更新等費用の見通し

2023（令和5）年度から2055（令和37）年度までの33年間で必要となる公共施設の更新等費用を試算する。試算にあたっては、「建物の耐用年数^{11*}まで使用して建て替える場合」（単純更新）と2020（令和2）年度までに策定した「各施設の個別計画において、検討事項となっている施設の統廃合や減築等を仮に全て実施した場合」（長寿命化・統廃合対応）の費用を算出し、比較を行った。

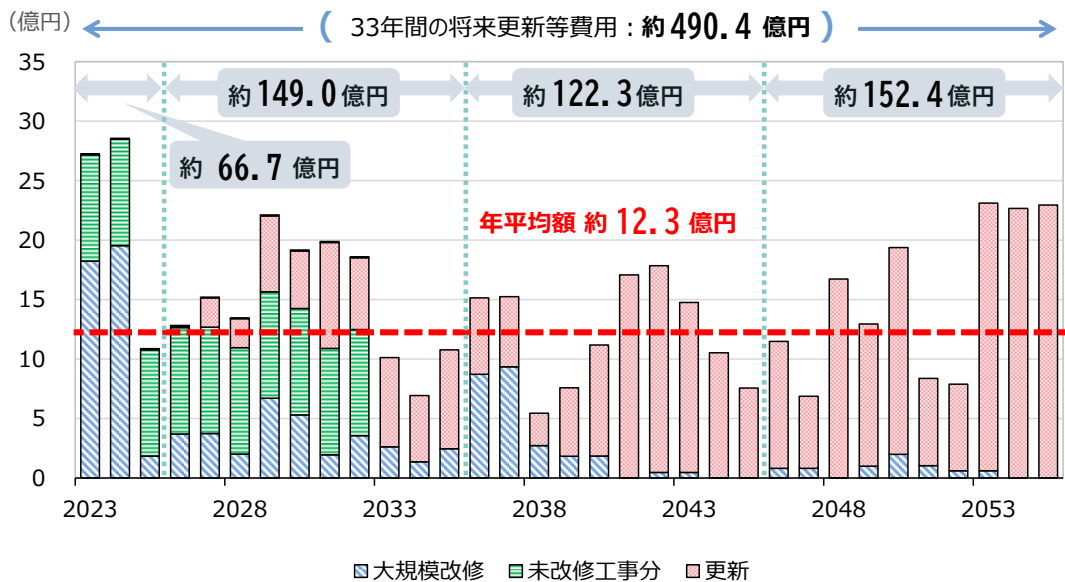
表 2-7 公共施設の更新等費用比較のための条件の対比

項目	単純更新	長寿命化・統廃合対応
更新	60年	80年
大規模改修	30年	30年（50年 ^{12*} ）
個別計画の反映	なし	あり

① 単純更新

計画期間である33年間に於いて、公共施設を単純更新した場合、将来の更新等費用の推計は、総費用が約490.4億円、年平均額が約12.3億円であった。

図 2-14 公共施設の将来の更新等費用の推計（単純更新）



¹¹ ※ 単純更新における建築物の耐用年数は、前回計画でも用いた基準である「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監督）に倣う。施設は建設後60年で建て替えるものとし、その中間に当たる30年時点で大規模改修を行う。

¹² ※ 個別計画の条件設定に従い、大規模改修が予定どおり実施されていない公共施設の場合、建設後30年ではなく50年後に大規模改修を行う。

② 長寿命化・統廃合対応

計画期間である 33 年間に於いて、公共施設を、各施設の個別計画にて検討事項となっている施設の統廃合や減築等を仮に全て実施をした場合（長寿命化・統廃合対応）、将来の更新等費用の推計は、総費用が約 204.5 億円、年平均額が約 6.2 億円であった。

単純更新の場合と比較して、総費用は 285.9 億円、年平均額は約 6.1 億円が縮減され、大幅な更新等費用の縮減が見込める。

長寿命化・統廃合対応の取り組み実施については、より一層の検討が必要となることを念頭に置きつつ、次頁以降では、この長寿命化・統廃合対応の結果を用いて分析を進める。

図 2-15 公共施設の将来の更新等費用の推計（長寿命化・統廃合対応）

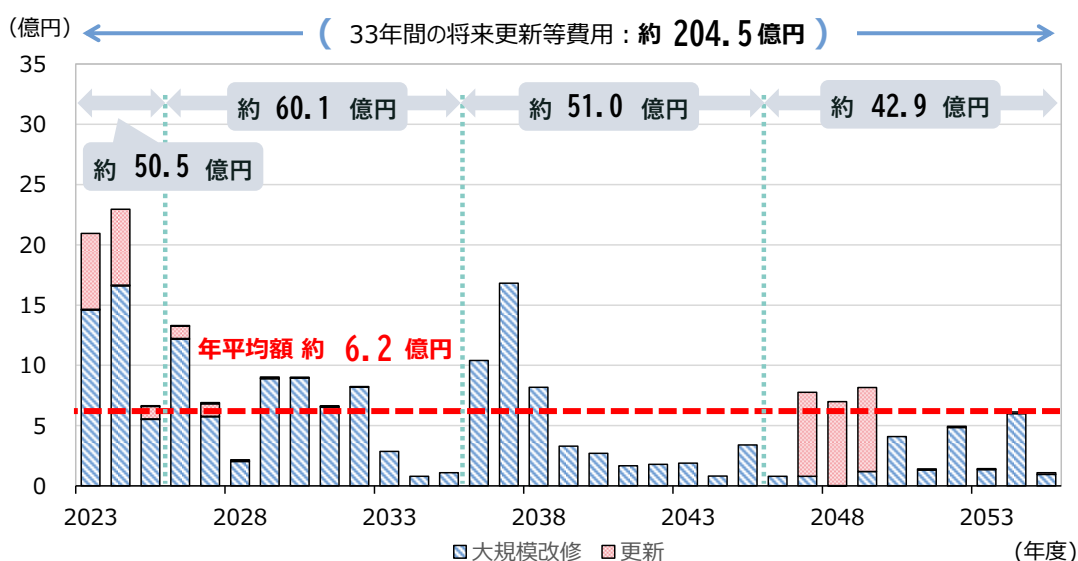
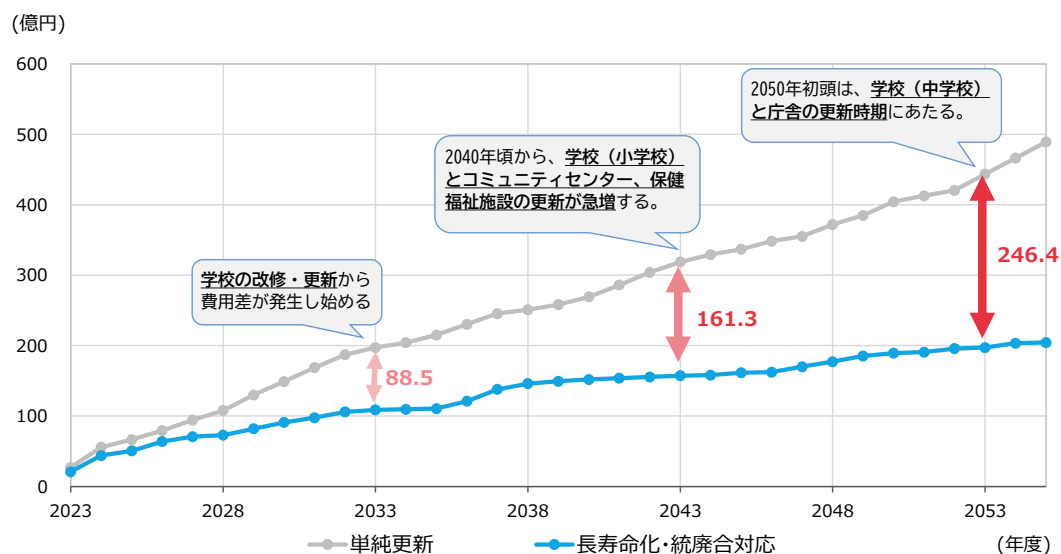


図 2-16 累計総費用の比較（単純更新と長寿命化・統廃合対応）

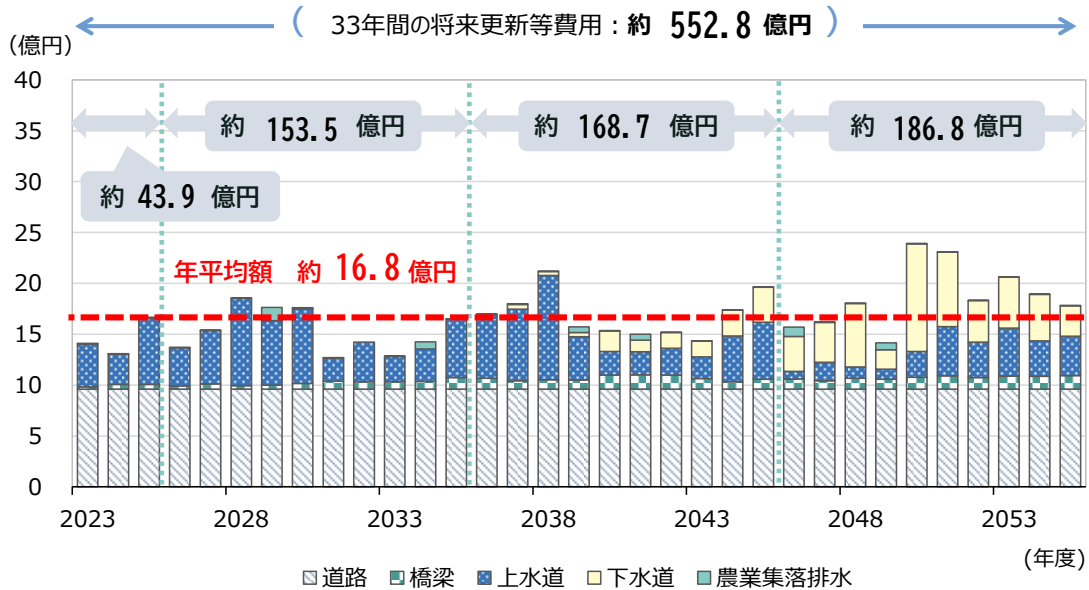


(2) インフラ資産の将来の更新等費用の見通し

2023（令和5）年度から2055（令和37）年度までの33年間で必要となるインフラ資産の更新等費用を試算する。関連計画の策定に伴い、前回計画では未計上であった農業集落排水施設（施設・管路）の費用を加え試算を行った。

インフラ資産の更新等にかかる総費用は約552.8億円、年平均では約16.8億円と推計される。

図 2-17 インフラ資産の将来の更新等費用の推計



※「公共施設等更新費用試算ソフト」（総務省監修）により試算。

※照明施設、公園等、林道、河川は対象としていない。

表 2-8 インフラ資産の将来更新費算出条件

種類	更新年数	計算式	更新費用
道路	15年	対象面積 ÷ 15年	4,700円 / m ²
橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画（2022年3月）に基づく		
上水道（施設・管路）	水道事業経営戦略（2021年3月）等関連計画に基づく		
下水道（施設・管路）	下水道ストックマネジメント計画（2021年3月）等に基づく		
農業集落排水（施設・管路）	農業集落排水施設最適整備構想（再編計画）（2021年3月）に基づく		

(3) 充当可能な財源見込み

今後の公共施設等の改修、更新に必要となる将来の更新等費用に対し、本町が充当可能な財源として見込める額を過去5年間の投資的経費の実績（普通建設事業費と建設改良費）から算出し、以下に示す。

一般会計及び公営企業会計ともに、過去5年間の実績値（平均）を将来更新等費用として充てられる額とした場合、公共施設等に将来充当可能な財源の見込み額は、年間約15.8億円であった。

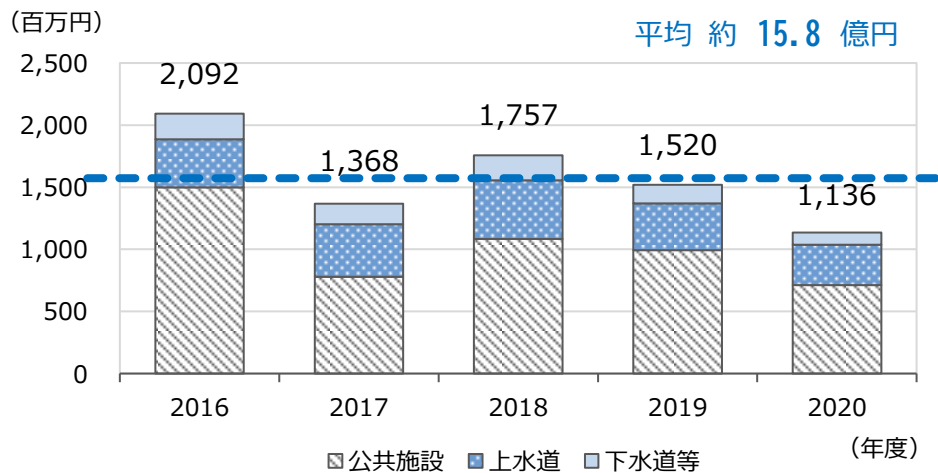
表 2-9 過去5年間の公共施設等への充当可能財源

単位：百万円

会計区分		対象	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	将来見込み額 (5年平均)
一般会計		①普通建設事業費	1,498	780	1,084	1,058	789	1,042
		②災害復旧事業費	0	0	0	64	76	28
公営企業会計	水道事業	③建設改良費	387	423	471	376	323	396
	下水道事業	④建設改良費	207	165	202	150	100	165
合計 (①-②+③+④)			2,092	1,368	1,757	1,520	1,136	1,575

※①普通建設事業費：既存更新分の費用を抽出している。

図 2-18 過去5年間の公共施設等への投資的経費実績額



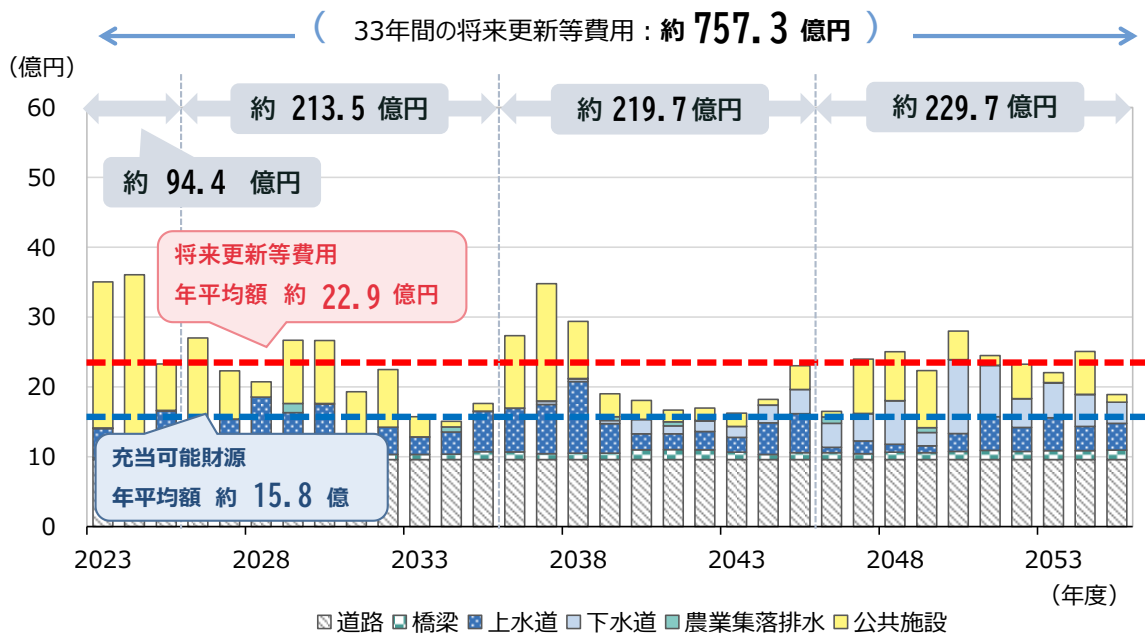
(4) 将来更新等費用と充当可能額の比較

本町における充当可能な財源見込み額は年間約 15.8 億円である。

一方、公共施設（長寿命化・統廃合対応）とインフラ資産を合わせた公共施設等の将来の更新等費用の年平均額は約 22.9 億円となり、年間約 7.1 億円が不足する。

そのため、今後も前回計画と同様、不足額をいかに縮減できるかという視点をもって、公共施設等を管理していくことが求められる。

図 2-19 公共施設等の将来の更新等費用の推計



第3節 課題の整理

3-1 課題の整理

(1) 人口の見通しからみた課題

本町の総人口は2000（平成12）年の37,716人をピークに、以降は減少傾向にある。人口の将来展望によると2060（令和42）年には約21,000人とピーク時（2000年）の約56.7%まで減少するものと予測されている。

人口減少及び少子高齢化の進行など人口構造の変化を踏まえ、住民ニーズに対応した公共施設の供給や、業務効率化、利用者属性に応じた機能の維持・向上のあり方を検討する必要がある。

(2) 財政状況からみた課題

少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少に伴い、義務的経費¹³※のうち扶助費の増加、税収の減少が想定されるとともに老朽化した公共施設も多く、改修・更新など財政負担の増加が予想される。

そのため、施設の維持管理・運営にかかる費用の全体的な抑制とともに、必要となる財源の確保に向けて検討を進める必要がある。

(3) 施設の現状からみた課題

本町の公共施設（建築物）において、建築後30年以上経過している施設は公共施設全体の約6割に近づいており、老朽化に伴う機能低下が懸念される。

2023（令和5）年度から2055（令和37）年度までの33年間で施設の更新等に必要となる費用は、公共施設の総額が約204.5億円、インフラ資産の総額は約552.8億円と推計され、現在の充当可能な普通建設費及び建設改良費などの財源で対応することは難しい。

現状の公共施設等をそのまま維持するのではなく、施設の老朽化の程度や利用状況を踏まえながら、安定した住民サービスの提供と施設の安全性を確保するため、効率的な施設の維持管理と運営、そして、将来を見据えた適切な公共施設の規模や配置、統廃合を検討していく必要がある。

(4) 新たな社会潮流からみた課題

近年、頻発化・激甚化する地震や台風などの自然災害、持続可能な社会実現への対応、新技術への対応、新型コロナウイルス感染症以降の社会生活など、社会状況の変化が著しい。公共施設等のマネジメントにおいてもこうした時代の変化と社会の動きに対応できるよう、利用方法、運営手段、施設立地、安全性などを適宜見直し、あり方の検討を行っていくことが必要である。

¹³ ※支出が義務的で任意では削減できない経費であり、歳出の人件費、公債費、扶助費のこと。

第3章 公共施設等マネジメントの方針

第1節 目標

1-1 公共施設等マネジメントの基本目標

前述した課題に対し、本町における公共施設等マネジメントの基本目標を以下のとおり設定する。

基本目標1：施設の機能の維持・向上を目指す

- 今後も安定した公共サービスを提供し続けるため、現在の機能を維持していくとともに、町民や地域のニーズの変化に対応するため、施設の質の向上を図る。
- 新たな町民ニーズに対しては、基本的には新設を前提とせず、集約化・複合化などにより、機能の充実や見直しを行う。

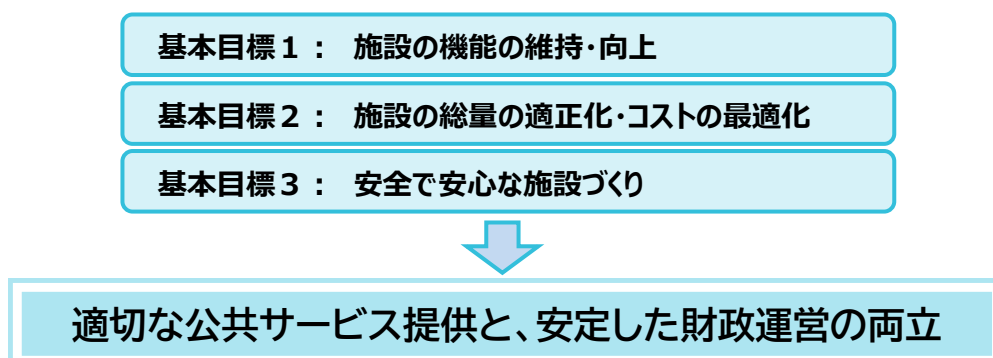
基本目標2：施設の総量の適正化・コストの最適化を目指す

- 機能が重複または類似する公共施設の利用状況や将来の人口動向等を踏まえ、公共施設の集約化・複合化、廃止などにより、総量の適正化を図り、コストの最適化を図る。
- 前回計画で目標に設定した『建物等の総量を、2014（平成26）年度末の延床面積を基準として今後40年間で33%削減する』を目安に、取り組みを継続する。
- 今後も維持する施設は、より効率的な維持管理・活用の工夫により、コストの最適化を図る。

基本目標3：安全で安心な施設づくりを目指す

- 安全で安心して利用できる施設を提供していくため、耐震化の促進や維持管理の徹底を行い、「予防保全型管理」^{14*}を引き続き推進し、計画的に保全や改修等^{15*}を行う。

図 3-1 基本目標と目指すべき姿



¹⁴ *施設の故障が致命的になる前に適切な措置を実施すること。

対義語として施設の故障が致命的になってから整備事業を実施する「事後保全型管理」がある。

¹⁵ *工事等による性能・機能の回復に加えて、建物の性能を建設当初の水準以上にグレードアップする行為をいう。建物のバリアフリー化、エントランスの改良、エレベーターの新設、耐震化などもこれに該当する。

第2節 全体方針

2-1 公共施設等の管理に関する全体方針

基本目標を通して町が目指すべき姿である適切な公共サービス提供と安定した財政運営の両立を実現していくため、公共施設等の管理に関する全体方針を以下に示す。

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の状態を確認するため、定期的な点検・診断を行い、その結果に基づき適切なメンテナンスを行うべく、以下に点検・診断等の方針を定める。

【 公共施設及びインフラ資産 】

- 日常及び定期的な点検は、施設管理者等による点検・診断の実施により、安全性の確保を継続する。
- 予防保全型管理を引き続き推進する。また、点検情報の蓄積により効率的な管理を目指す。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等を長期間にわたり利用するため、また、必要に応じて修繕、更新等を実施すべく、以下に維持管理・更新等の方針を定める。

【 公共施設 】

- 各施設の点検・診断の結果を踏まえ、適切な時期に改修等を実施し、機能の維持を図る。
- 危険性が認められた施設は、更新や解体等、適切な施設のあり方を検討する。
- 更新や新規整備を行う場合は、機能の複合化や減築を原則とし、適切な規模の検討と効率的な施設配置を目指す。併せて省エネ対応機器の導入等により、トータルコストの縮減を図る。

【 インフラ資産 】

- 効果的・計画的に施設の新設及び更新、維持保全を実施する。
- 施設の整備や更新には、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図る。

(3) 安全確保の実施方針

台風、集中豪雨、大雪などの災害や日常的な生活において、住民の安全を確保するため、公共施設等を適切に整備すべく、以下に安全確保の方針を定める。

【 公共施設 】

- 各施設に損傷等が確認された場合は、速やかに修繕等の必要な措置を適切な時期に講じる。
- 高度な危険性が確認された場合は、早急に解体撤去する。

【 インフラ資産 】

- 大地震等の災害時にも短時間で復旧に対応できるよう、普段から点検や軽微な補修等を行う。
- 道路は、通行を確保するため、災害時における救援ルート確保のための道路警戒体制を強化する。
- 公園などのオープンスペースは、災害発生時の指定緊急避難場所として整備・更新に努める。

(4) 耐震化の実施方針

地震時における避難所として、安全性や排水の処理などの必要機能を維持すべく、以下に耐震化の方針を定める。

【 公共施設 】

- 耐震化未対応の施設は、施設の改修や更新など施設のあり方を検討する。
- 消防設備は、消防団詰所の耐震化、消防設備の計画的な更新など、防災機能の維持・充実を図る。

【 インフラ資産 】

- 道路関連施設は、点検結果に基づき耐震化を進める。
- 地震時でも水道機能を損なうことのないよう、浄・配水施設及び管路の耐震化を進める。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等を長持ちさせることで更新費用を抑制し、ライフサイクルコストを削減すべく、以下に長寿命化の方針を定める。

【 公共施設 】

- 長寿命化を図る改修を検討することで、ライフサイクルコストの軽減を図る。
- 複数の施設が同時に更新時期を迎えて費用が集中することを回避するため、庁内推進会議等により、進捗を管理する。
- 上記対応による情報の蓄積と分析結果を活用し、長期的な施設利用ができるよう努める。

【 インフラ資産 】

- 個別施設計画に基づき長寿命化等を進める。
- 新たに策定する個別計画は、本計画の方針と整合を図り、計画的な長寿命化等を進める。

(6) 地方公会計（固定資産台帳）の活用方針

公共施設等マネジメント等への固定資産台帳の活用により、公共施設やインフラ資産の効率的な管理に取り組むことができる。以下に地方公会計の活用方針を定める。

【 公共施設 】

- 公共施設の施設類型ごとの経年状況等を比較・分析し、老朽化対策への活用を検討する。
- PPP¹⁶※/PFI¹⁷※に関する提案や公有資産を有効に活用するため、地方公会計の活用を検討する。

【 インフラ資産 】

- 効率的かつ効果的な維持管理のため、インフラ資産の補修等の履歴情報の活用を検討する。

¹⁶ ※Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

¹⁷ ※Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザインとは、障害の有無・年齢・性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境を予めデザインする考え方である。

公共施設が時代に即したサービスを提供できるよう、以下にユニバーサルデザイン化の推進方針を定める。

【 公共施設 】

- 公共施設における通路等の段差解消等のバリアフリー化や多目的トイレの整備などを検討し、多世代が暮らしやすい環境づくりを進める。
- 耐用年数を超えて更新時期を迎える公共施設や長寿命化計画に基づき予防保全型改修を予定している施設については、多機能トイレの導入などユニバーサルデザイン化を検討する。

【 インフラ資産 】

- 道路や公共交通機関等を改修する際、段差解消等のバリアフリー化を進めることにより、多世代が暮らしやすい環境づくりを進める。

(8) 脱炭素化の推進方針

本町では、2018（平成 30）年度に「寄居町地球温暖化対策実行計画」を策定し、2021（令和 3）年度には公共施設等の温室効果ガス排出量を公表した。2030（令和 12）年度までに、基準年である2013（平成 25）年度に対し、40%削減に向け計画を推進している。

公共施設等の利用や工事に伴う温室効果ガスの削減を目指し、以下に脱炭素化の推進方針を定める。

【 公共施設 】

- 太陽光エネルギーやバイオマス資源等の再生可能エネルギーの活用を推進する。
- 改修の際には、太陽光発電設備の設置や LED 照明導入の検討を行うとともに、排出される事業系ごみの削減を促進する。

【 インフラ資産 】

- 道路付属物である照明施設の更新時には LED 照明への転換を図る。

(9) 統合や廃止の推進方針

施設総量の適正化に向け、町民が不便に感じることがないように公共施設の集約化・複合化、減築を目指していく。以下に統合や廃止の推進方針を定める。

【 公共施設 】

- 人口動向や財政状況等を踏まえ、必要な公共サービスの水準を維持していくため、施設の更新時等において集約化・複合化を含めた統廃合や減築を検討する。
- 利用状況や運営状況、維持管理費用の状況などにより施設評価を実施するとともに、町民ニーズやまちづくりの視点も踏まえ、施設の再編を検討する。
- 統廃合・複合化に際しては、総量適正化の観点から延床面積圧縮のため、原則、既存施設と同等面積以下とすること、既存の空きスペースの有効活用などを検討する。

【 インフラ資産 】

- 社会・経済情勢の変化や町民のニーズ、財政状況を踏まえ、必要に応じて適正な供給を図る。

図 3-2 集約化・複合化のイメージ

方法	内容	イメージ
集約化	町民ニーズや利用状況等を踏まえ、同種の用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	同種の用途
複合化	施設の利用状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異種用途施設と複合	異なる用途
減築	町民のニーズや利用状況等を踏まえ、施設規模を縮小化	

(10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

未利用施設は、跡地を民間企業等に売却し、活用されることで、町民の利便性向上や固定資産税等の歳入の増加が期待できる。

また、今後は、施設の「量」ではなく、サービス水準の「質」の維持・向上を図るため、適切な施設配置を進めるとともに、PPP/PFI、指定管理者制度¹⁸*などの民間の力を活用しながら、民間企業等の持つノウハウや資金導入を検討し、サービス水準の維持・向上と財政負担の軽減を目指す。長期的視点に立った保有財産の活用を推進すべく、以下に方針を定める。

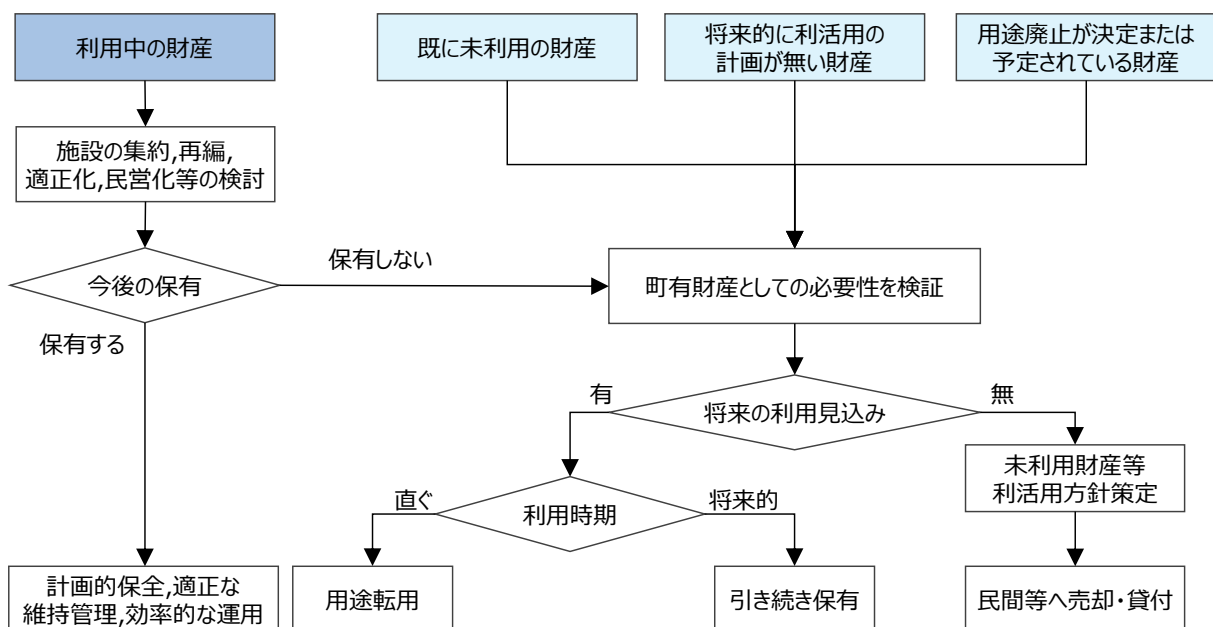
【 公共施設 】

- 将来的に利用が見込めない施設は、人口構成の変動や財政状況等の客観的な視点から保有の必要性を検討し、施設の維持にかかる財政負担の縮減を図る。
- 施設の廃止により生じる跡地は、売却等の処分により、将来的に維持していく施設の維持管理・整備費用のための財源確保として活用する。

【 インフラ資産 】

- 今後の社会・経済情勢及び町民のニーズや人口分布の状況などから、インフラ資産ごとに、新設や集約化などを含めた整備計画を見直し、段階的に進めていく。
- 道路の新設や拡幅は、地域や町民等の安全上やむを得ないものを除き、極力抑制する。

図 3-3 公共施設等の活用や処分に関する考え方



¹⁸ * 地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、多様化する住民ニーズに対応するため、民間事業者などのノウハウを積極的に活用することで、住民サービスの向上と経費の節減を目的とする制度。

(11) 広域連携の実施方針

今後の人口減少を見据え、公共施設等の管理の最適化を目指してコンパクトなまちの実現や、近隣市町村との連携による広域的な地域づくりの推進が求められている。

近隣市町村と連携し、サービスの充実を図るべく、以下に広域連携の方針を定める。

【 公共施設 】

○施設の機能や町内外のニーズの状況により、近隣市町村等との広域的な共同利用や共同運営・管理を検討する。

【 インフラ資産 】

○県や近隣市町との連携、広域化を検討する。

○農業集落排水施設は、町内3地区（今市・用土中央・折原）の農業集落排水施設の再編に向けた検討を進める。

(12) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の方針

公共施設等を適切に管理していくためには、行政のみならず町民との対話も含めた体制整備が重要である。以下に総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の方針を定める。

【 全庁的な体制 】

公共施設等のマネジメントは、施設の集約化・複合化、財政との連動など、全庁的に取り組む必要があるため、施設所管課だけでなく、アセットマネジメント推進会議を活用し、全庁的に検討・協議を行っていく。

【 町民との情報共有と対話 】

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、町民が実際に利用する施設や公共サービスの規模縮小・廃止なども視野に入れて検討を行うことから、受益者である町民との対話が必要不可欠である。アンケート、説明会、ワークショップなど適切な手法を検討し、町民との対話に努める。

第3節 個別方針

3-1 施設類型ごとの管理に関する個別方針

第2節における公共施設等の全体方針を踏まえ、公共施設とインフラ資産における施設類型ごとの個別方針を示す。

3-2 公共施設

本町の公共施設は、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉系施設、行政系施設、公営住宅、公園系施設、供給処理施設、その他施設の12の施設類型に分かれている。以下、それぞれの類型ごとに施設の一覧と施設分布図、現状と課題・基本的な方針を示す。

なお、各施設の一覧表にある項目は以下の通りである。

表 3-1 項目一覧表

項目	説明
No.	各分類の施設ごとに振り分けた数字
施設名	各施設の名称、愛称等を（ ）に記載
棟数	それぞれの施設が何棟あるか
建築年度	建築された代表年度
構造	施設の構造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、 CB：コンクリートブロック造、W：木造
延床面積	施設の各階の床面積の合計
年間利用者数	2019（令和元）年度の施設の利用者数 ※1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響を受けている施設が多いため ※2. 2021（令和3）年度末の数値を用いる場合は別途備考欄に記載
避難所	避難所として指定されている場合は○で表示

(1) 町民文化系施設

町民文化系施設は、中央公民館、コミュニティセンターなど17施設である。

表 3-2 分類別施設一覧（町民文化系施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)	年間利用者数(人)	避難所	備考
1	中央公民館	1	1980	RC	2,738	62,811	○	
2	桜沢コミュニティセンター	1	1980	RC	360	7,634		
3	折原コミュニティセンター	1	1974	RC	313	1,786	○	
4	用土コミュニティセンター	1	1976	RC	291	6,378	○	
5	鉢形コミュニティセンター	1	1981	RC	308	7,303	○	
6	西部コミュニティセンター	1	1978	RC	541	5,468	○	
7	男衾コミュニティセンター	1	2009	W	1,290	28,895	○	
8	寄居町用土コミュニティステーション	1	2012	S	37	-		
9	寄居町鉢形財産区会館	1	2001	RC	722	20,674	○	
10	寄居町農業ふれあいセンター	1	1997	W	283	1,009		
11	寄居町勤労福祉センター	1	1984	RC	1,129	17,022		
12	立ヶ瀬集会所	1	1971	W	169	405		
13	用土集会所	1	1993	W	187	815		
14	用土第2集会所	1	1973	W	82	115		
15	寄居町生涯学舎	1	1981	RC	621	1,521	○	
16	生涯学習拠点無腸庵	2	1991	W	135	3,486		
17	寄居駅南口駅前拠点施設(Yotteco)	1	2022	W	483	-		

図 3-4 施設分布（町民文化系施設）



現状と課題

町民文化系施設は、17 施設のうち 13 施設が築 30 年以上経過している。人口減少や町民ニーズの変化に伴い、求められる役割、機能に変化が生じることが想定される。

- ・ 「中央公民館」は、主に社会教育関係団体の活動場所として利用されている地域の生涯学習活動や文化活動の拠点であり、年間約 60,000 人に利用されている。
- ・ 「コミュニティセンター」は、コミュニティ活動や文化的な各種行事を行うための施設であり、地域公民館としての位置づけや活動拠点として利用されている。
- ・ 「寄居駅南口駅前拠点施設(Yotteco)」は、2023（令和 5）年 4 月に供用開始予定の新施設であり、寄居町の新しい顔、にぎわい創出の中心としての役割が期待されている。

基本的な方針

町民文化系施設は、多様化する町民ニーズに対応するため、管理手法の検討、施設の適正配置や規模の見直し、予防保全型の長寿命化対策などによりサービス水準の維持・向上を図る。

- ・ 「中央公民館」は、多様な機能をもった総合拠点として、多くの方に利用してもらえるよう機能強化、PPP/PFI、指定管理者制度など民間の力を活用した運営手法を検討するとともに、更新時には移転や他施設の集約を検討する。
- ・ 「コミュニティセンター」及び「集会所」は、老朽化、利用状況、機能等を総合的に評価し、長寿命化、集約化、統廃合など施設のあり方を検討する。
- ・ 「寄居駅南口駅前拠点施設(Yotteco)」は、観光案内や移住・定住相談の他、物販、喫茶、サテライトオフィス等の機能を兼ね備えた複合施設として指定管理者制度による管理運営を行い、利用促進を図る。



1. 中央公民館



17. 寄居駅南口駅前拠点施設(Yotteco)

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設は、図書館、鉢形城歴史館・寄居町埋蔵文化財センターの2施設である。

表 3-3 分類別施設一覧（社会教育系施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)	年間利用者数 (人)	避難所	備考
1	図書館	1	1999	RC	2,546	79,507		
2	鉢形城歴史館・寄居町埋蔵文化財センター	1	2001	RC	796	15,198		

図 3-5 施設分布（社会教育系施設）



現状と課題

- ・ 「図書館」は、町の生涯学習活動を推進する情報文化施設であり、年間約 80,000 人に利用されている。
- ・ 施設内には書架以外に会議室、アトリエ等の利用も可能であり、2021（令和 3）年 1 月より、インターネット上で書籍を閲覧できる電子図書館がスタートした。映像等の視聴覚設備も設置されているが、老朽化が進行している。
- ・ 駐車スペースが少なく、隣接する「中央公民館」のイベント時は駐車場の利用が困難となる場合がある。
- ・ 「鉢形城歴史館・寄居町埋蔵文化財センター」は、国指定史跡である鉢形城跡の歴史を中心に地域の文化や歴史を学習・体感することができる施設であり、年間約 15,000 人に利用されている。

基本的な方針

社会教育系施設は、文化・芸術の振興を図る拠点として適切に維持管理するとともに、利用者ニーズを考慮し、多くの方に利用される施設のあり方を検討する。

また、サービス水準の維持・向上を図るため、PPP/PFI、指定管理者制度など民間の力を活用した運営手法を検討する。



1. 図書館



2. 鉢形城歴史館

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、総合体育館・アタゴ記念館、カタクリ体育センターなど4施設である。

表 3-4 分類別施設一覧（スポーツ・レクリエーション系施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)	年間利用者数(人)	避難所	備考
1	弓道場	1	1992	W	251	—		
2	総合体育館・アタゴ記念館	1	1990	RC	3,295	43,407	○	弓道場を含めた利用者集計
3	カタクリ体育センター	1	1993	RC	415	7,127		
4	日本の里風布館	4	1990	W	207	9,703		

図 3-6 施設分布（スポーツ・レクリエーション系施設）



現状と課題

- ・ 「総合体育館・アタゴ記念館」は、弓道場を併設した町民のスポーツ・レクリエーション活動のための施設であり、年間約 43,000 人に利用されている。
- ・ 「カタクリ体育センター」は、スポーツの振興、体力向上、健康増進を図るため設置された寄居運動公園内にある施設であり、町民サークルや自治会活動など教養・文化活動を含め年間約 7,000 人に利用されている。
- ・ 「日本の里風布館」は、風布川流域の自然を守りつつ、観光やバーベキュー等のレクリエーションが可能な名水の里のシンボルゾーンとして整備された「日本の里（やまとのさと）」内にあるレストハウス（休憩所・物品販売・観光案内）施設であり、年間約 10,000 人に利用されている。

基本的な方針

スポーツ・レクリエーション系施設は、多様化する町民のニーズを踏まえながら、施設の適切な維持管理及び計画的な修繕を施すことにより町民サービスの充実を目指すとともに、PPP/PFI、指定管理者制度など民間の力を活用した運営手法を検討し、施設の利用促進を図る。

将来的には、老朽化、利用状況、機能等を総合的に評価し、他施設への一部機能移転や廃止など施設のあり方を検討する。



2. 総合体育館・アタゴ記念館



4. 日本の里風布館

(4) 産業系施設

産業系施設は、寄居町農産物加工施設と寄居町特産品等販売施設の2施設である。

表 3-5 分類別施設一覧（産業系施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)	年間利用者数(人)	避難所	備考
1	寄居町農産物加工施設(アグリ館)	1	2012	W	332	9,259		
2	寄居町特産品等販売施設	1	1998	W	83	-		

図 3-7 施設分布（産業系施設）



現状と課題

- ・ 「寄居町農産物加工施設(アグリ館)」は、ジュース加工室、菓子加工室など4つの加工室があり、各室の貸し出しを行っている。指定管理者制度により運営しており、「みかんジュース」等の加工・販売やカフェ、アンテナショップなど、年間約10,000人に利用されている。
- ・ 「寄居町特産品等販売施設」は、観光案内及び町の特産品等の販売を行う施設で指定管理者制度により運営しており、かわせみ河原の利用客を中心に利用がある。

基本的な方針

産業系施設は、PPP/PFI、指定管理者制度など民間の力を活用した運営手法によりサービス向上等を図り、施設の利用促進を図る。

更なる効果的な活用に向けて、社会教育系施設の「鉢形城歴史館寄居町埋蔵文化センター」、スポーツ・レクリエーション系施設の「日本の里風布館」等と連携を図り、つながりを持った運営を検討する。

将来的には、老朽化、利用状況、機能等を総合的に評価し、他施設への一部機能移転や廃止など施設のあり方を検討する。



1. 寄居町農産物加工施設 外観



1. 寄居町農産物加工施設 内部

(5) 学校教育系施設

学校教育系施設は、小中学校、学校給食センターなど12施設である。

表 3-6 分類別施設一覧（学校教育系施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)	年間利用者数(人)	避難所	備考
1	寄居小学校	6	1974	RC	5,259	264	○	2021(令和3)年度の児童の数
2	桜沢小学校	9	1969	RC	3,374	165	○	2021(令和3)年度の児童の数
3	用土小学校	4	1982	RC	4,159	148	○	2021(令和3)年度の児童の数
4	折原小学校	7	1971	RC	3,048	57	○	2021(令和3)年度の児童の数
5	鉢形小学校	9	1971	RC	4,686	256	○	2021(令和3)年度の児童の数
6	男衾小学校	10	1977	RC	5,650	392	○	2021(令和3)年度の児童の数
7	寄居中学校	7	1988	RC	9,784	354	○	2021(令和3)年度の生徒の数
8	城南中学校	11	1993	RC	6,964	158	○	2021(令和3)年度の生徒の数
9	男衾中学校	13	1967	RC	5,410	223	○	2021(令和3)年度の生徒の数
10	学校給食センター	1	2002	S	1,757	-		
11	寄居町教育サポートセンター	1	1981	RC	71	528		障害者交流センターの施設内
12	適応指導教室(かわせみ教室)	1	1981	RC	71	1,026		障害者交流センターの施設内

図 3-8 施設分布（学校教育系施設）



現状と課題

- ・ 「小中学校」は、少子化により年々、児童・生徒数が減少しており、今後さらに減少する見込みである。
- ・ 「折原小学校」では、一部の学年で複式学級となっている。
- ・ 「学校給食センター」は、調理・運搬業務を民間委託しており、現在は最高調理能力の半分を下回る約 2,200 食/日を調理している。少子化によりこの 5 年間で 400 食/日減少しており、児童・生徒数の減少に伴い、今後さらに減少する見込みである。
- ・ 「適応指導教室（かわせみ教室）」「寄居町教育サポートセンター」は、教育に関する支援施設として活用されており、「障害者交流センター」の一部を利用している。

基本的な方針

- ・ 「小中学校」は、少子化による児童・生徒数の減少、建物の老朽化、小中一貫教育の推進や地域ニーズなどを踏まえ、統廃合や複合化、長寿命化など施設のあり方を検討する。
- ・ 「学校給食センター」は、予防保全の観点で計画的な維持管理・修繕を実施する。
- ・ 「寄居町教育サポートセンター」及び「適応指導教室」は、障害者交流センターの一部を利用しているため、障害者交流センターのあり方の検討に合わせ、今後の方針を検討する。



8. 城南中学校



10. 学校給食センター

(6) 子育て支援施設

子育て支援施設は、保育所、児童館など10施設である。

表 3-7 分類別施設一覧（子育て支援施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)	年間利用者数 (人)	避難所	備考
1	寄居保育所	1	2006	W	1,024	124		2021(R3)年度の値
2	男衾保育所	1	2020	W	1,083	138		2021(R3)年度の値
3	子育て支援センター(寄居)	1	2006	W	96	1,522		2021(R3)年度の値
4	子育て支援センター(男衾)	1	2020	W	121	961		2021(R3)年度の値
5	児童館	1	1982	RC	959	16,819	○	総合福祉センター(かわせみ荘)の施設内
6	寄居小学校区放課後児童保育施設(小学校校舎)	1	1974	RC	128	48		
7	寄居小学校区放課後児童保育施設(小学校敷地内)	1	2004	W	132	62		
8	桜沢小学校区放課後児童保育施設	1	2003	W	168	73		
9	用土小学校区放課後児童保育施設	1	2004	W	117	33		
10	男衾小学校区放課後児童保育施設	1	2005	W	149	61		

図 3-9 施設分布（子育て支援施設）



現状と課題

- ・ 保育所は、「寄居保育所」、「男衾保育所」の2施設があり、入所数は横ばいで推移している。
- ・ 「子育て支援センター」は、子育て家庭の親子を対象として、親子が交流できる場や子育て関連情報の提供、育児相談や保護者同士の交流を行っている施設であり、「寄居保育所」、「男衾保育所」の施設内に設置されている。
- ・ 「児童館」には、プラネタリウム館、工作美術室、図書室、遊戯室などがあり、年間約17,000人に利用されている。
- ・ 「放課後児童保育施設」は、小学校の放課後に児童を預けることができる施設である。民間が運営する施設がある折原地区と鉢形地区を除く全小学校区にそれぞれ設置されている。

基本的な方針

- ・ 「保育所」及び「子育て支援センター」は、個別計画「寄居町立保育所整備再編計画」に基づき、地域における子育て拠点施設として、行政機関としての機能充実、障害児保育の充実、地域における子育て支援としての機能を果たせるよう、施設の維持管理に努める。
- ・ 「児童館」は、寄居町総合社会福祉センター「かわせみ荘」の維持管理方針に従い、適切な維持管理体制の下、施設の安全を確保する。
- ・ 「放課後児童保育施設」は、小学生児童、保護者、関係者が安全に利用できるよう、定期的な点検と修繕により施設の安全を確保する。また、学校施設の新設や統廃合に合わせて、施設の校舎内への設置を検討する。



2. 男衾保育所



5. 児童館

(7) 保健・福祉系施設

保健・福祉系施設は、介護老人保健施設（やまざくら）、隣保館など5施設である。

表 3-8 分類別施設一覧（保健・福祉系施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)	年間利用者数(人)	避難所	備考
1	寄居町保健福祉総合センター(ユウネス)	1	1996	RC	3,157	-	○	
2	障害者交流センター	2	1981	RC	1,170	597		
3	老人福祉センター	3	1981	RC	1,383	38,902	○	総合福祉センター(かわせみ荘)の施設内
4	介護老人保健施設(やまざくら)	12	1986	RC	5,043	-	○	
5	隣保館	1	1981	RC	820	6,732	○	総合福祉センター(かわせみ荘)の施設内

図 3-10 施設分布（保健・福祉系施設）



現状と課題

保健・福祉系施設は、町民や特定団体の利用者に活用されている。しかし経年劣化により施設の老朽化が目立っており、改修等のための予算確保等が課題となっている。

- ・ 「寄居町保健福祉総合センター(ユウネス)」は、健康づくりの推進や町民福祉の向上を図るための施設である。検診などを行う保健センター棟と入浴サービスなどを行うデイサービスセンター棟がある。
- ・ 「障害者交流センター」は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進及び促進を図る目的で設置された。障害のある方が様々な相談をすることができる施設として利用されている。また、県との売買契約に基づき、土地・建物は2032(令和14)年2月5日まで障害者福祉施設の用に供する必要がある。
- ・ 「老人福祉センター」は、老人福祉法に基づき高齢者の健康増進等に供与することを目的としており、主に教養、娯楽、温浴施設として利用されている。今後、高齢化の進行により利用者の増加が見込まれる。
- ・ 「介護老人保健施設(やまざくら)」は、2000(平成12)年の県立寄居こども病院の廃止に伴い、町からの要望により県から用途を保健・医療・福祉に指定のうえ譲与された施設である。賃貸借契約により民間が運営しているが、施設の老朽化が進行しており都度発生する施設の修繕費が一定額を超える場合、その半額を町が負担している。
- ・ 「隣保館」は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる施設で、町民の社会教育活動の場として多く利用されている。

基本的な方針

保健・福祉系施設は、定期的な点検診断などにより、適切な維持管理を行っていくとともに、町民ニーズ等に合わせ、PPP/PFI、指定管理者制度など民間の力を活用した運営手法や売却、譲渡などを検討する。

- ・ 「障害者交流センター」は、県との売買契約による用途指定期間満了後、機能移転や他施設への統合を検討する。
- ・ 「老人福祉センター」及び「介護老人保健施設(やまざくら)」は、当面、指定管理者等による管理・運営を継続し、施設の利用促進を図るとともに、売却や譲渡など今後の施設のあり方を検討する。

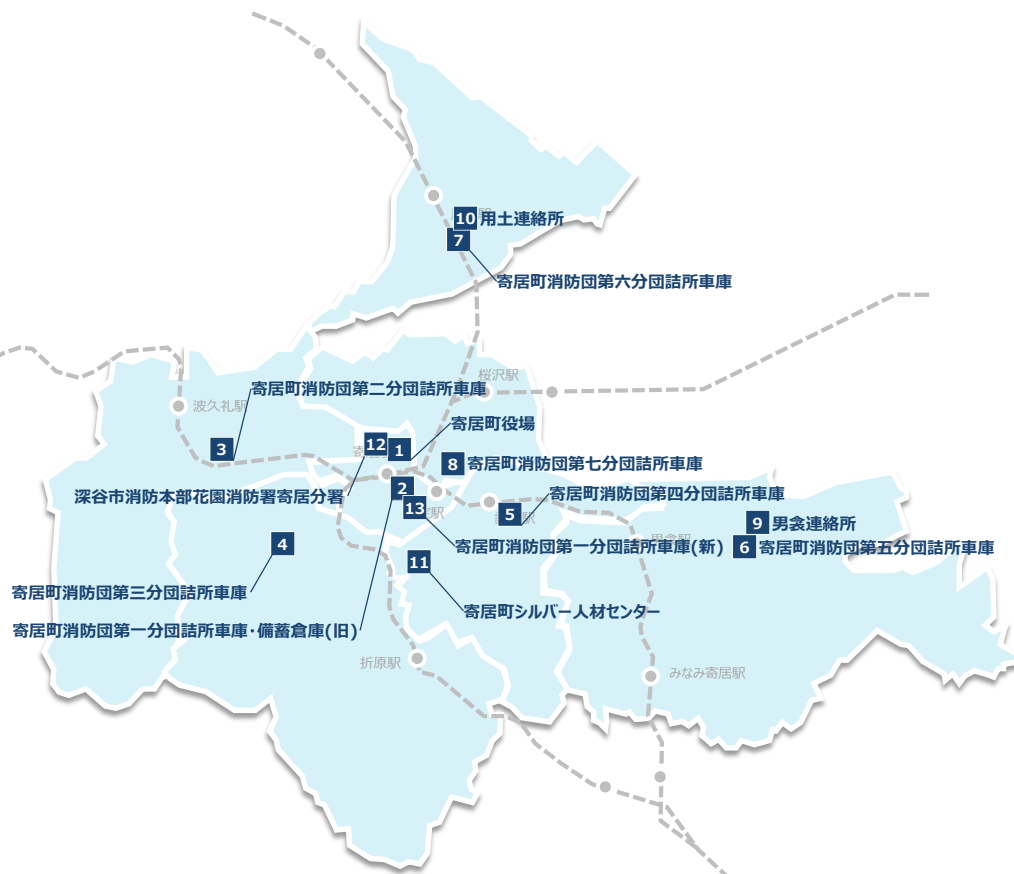
(8) 行政系施設

行政系施設は、寄居町役場、深谷市消防本部花園消防署寄居分署など13施設である。

表 3-9 分類別施設一覧（行政系施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)	年間利用者数(人)	避難所	備考
1	寄居町役場	2	1993	RC	10,332	60,000		
2	寄居町消防団第一分団詰所車庫(旧)	1	1975	W	70	-		
3	寄居町消防団第二分団詰所車庫	1	2003	W	104	-		
4	寄居町消防団第三分団詰所車庫	1	2002	W	106	-		
5	寄居町消防団第四分団詰所車庫	1	1983	W	69	-		
6	寄居町消防団第五分団詰所車庫	1	2009	S	143	-		
7	寄居町消防団第六分団詰所車庫	1	1989	W	70	-		
8	寄居町消防団第七分団詰所車庫	1	1982	W	69	-		
9	男衾連絡所	1	2009	W	28	956		
10	用土連絡所	1	不明	不明	11	1,947		
11	寄居町シルバー人材センター	6	1970	RC	847	-		
12	深谷市消防本部花園消防署寄居分署	1	2019	RC	763	-		
13	寄居町消防団第一分団詰所車庫・備蓄倉庫(新)	1	2022	W	184	-		

図 3-1 1 施設分布（行政系施設）



現状と課題

- ・ 「寄居町役場」は、建築後 30 年程度が経過し、老朽化に伴う不具合等が発生しており、その都度修繕や改修等を行っている。
- ・ 「連絡所」の利用は、それぞれの地域の住民に限定されており、マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付の普及等により利用者が減少している。
- ・ 「寄居町シルバー人材センター」は、町がシルバー人材センターに貸与している施設であるが、老朽化が進行している。
- ・ 「消防施設」、「分団詰所車庫」は、老朽化により更新の必要がある。

基本的な方針

行政系施設は、定期的な点検診断を実施し、適切な維持管理を行っていく。

- ・ 「連絡所」は、証明書のコンビニ交付などのサービスが開始されているため、マイナンバーカードの普及状況を踏まえ、廃止等を含め施設のあり方を検討する。
- ・ 「寄居町シルバー人材センター」は、老朽化が進んでいるため、史跡鉢形城保存整備事業の進展に合わせ、移転・統廃合を検討する。
- ・ 「消防団詰所車庫」は、町民の安全安心を確保する上で必要な施設であるため、計画的な長寿命化改修や更新を検討する。



1. 寄居町役場



12. 深谷市消防本部花園消防署寄居分署

(9) 公営住宅

公営住宅は、「上の原住宅」、「平倉住宅」などの町営住宅¹⁹※の5施設と「栄町住宅」、「中道南住宅」の町単住宅²⁰※の2施設を合わせた7施設である。

表 3-10 分類別施設一覧（公営住宅）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)	年間利用者数(人)	避難所	備考
1	上の原住宅	8	1969	W	1,234	—		
2	平倉住宅	6	1972	W	1,570	—		
3	漆原住宅	2	1999	RC	2,913	—		
4	中道西住宅	2	2006	RC	4,224	—		
5	中道中住宅	1	2007	RC	3,195	—		
6	栄町住宅	1	不明	W	62	—		
7	中道南住宅	1	1958	W	34	—		

図 3-12 施設分布（公営住宅）



¹⁹ ※ 公営住宅（町営住宅）とは、「公営住宅法」に基づいて、地方自治体が建設及び管理運営される低所得者向け賃貸住宅である。低所得者向けに安い家賃で住宅を供給することを目的に、家賃は入居者の収入や住宅の広さ、間取りにより決定される。

²⁰ ※ 町単住宅とは、民間から買い上げた中古住宅や町が単独で建設した住宅であり、公営住宅法は適用されない。入居に際し所得制限などはなく、家賃は一律となる。

現状と課題

- ・ 「町営住宅」のうち、「上の原住宅」と「平倉住宅」は、老朽化が進行しており、入居者の募集を停止している。
- ・ 「公営住宅」全体の入居率はおよそ70%で、応募の受付を行っている「漆原住宅」、「中道西住宅」、「中道中住宅」の入居率はおよそ87%となっている。

基本的な方針

公営住宅は、基本的に長寿命化など適切な維持管理を計画的に進めていく。

- ・ 「町単住宅」、「上の原住宅」、「平倉住宅」は、入居者の退去に合わせて用途廃止を行い、売却や跡地活用などを検討する。



3. 漆原住宅



4. 中道西住宅

(10) 公園系施設

公園系施設は、町民福祉の向上を図るとともに商業、農業並びに観光の振興に資するための「休憩施設」など12施設である。

表 3-11 分類別施設一覧（公園系施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)	年間利用者数(人)	避難所	備考
1	史跡鉢形城遺構の広場	3	2003	W	71	-		
2	中間平作業場	3	1997	W	32	-		
3	中間平休憩施設	2	1999	W	100	11,750		中間平公園トイレを含めた利用者集計
4	かわせみ広場多目的休憩舎	1	1997	W	51	-		
5	鉢形城公園大型休憩施設	1	2004	W	205	-		
6	鉢形城公園休憩施設	1	2004	W	73	-		
7	中間平公園トイレ	1	2000	W	32	-		
8	天沼公園トイレ	1	1998	RC	25	-		
9	寄居運動公園トイレ	1	1995	RC	28	-		
10	雀宮公園休憩施設	1	2018	W	29	18,800		
11	雀宮公園トイレ	1	2019	RC	20	-		
12	賑わい創出交流広場(YORIBA)休憩施設	1	2022	W	20	-		

図 3-13 施設分布（公園系施設）



現状と課題

- ・ 「史跡鉢形城遺構の広場」は、郷土に残る文化遺産に関する町民の関心を高め、教育・学術及び文化にふれあう場として設置された。広場内に四阿、復元四脚門、笹曲輪四阿の3棟の施設がある。
- ・ 「中間平休憩施設」は年間約12,000人に利用されているが、一部老朽化による破損箇所がある。
- ・ 「雀宮公園休憩施設」は年間約19,000人に利用されている。
- ・ 「各公園のトイレ」は、ハイキング等で訪れる観光客を中心に利用されている。
- ・ 「寄居駅南口駅前広場(YORIBA)休憩施設」は、2023(令和5)年4月に供用開始予定であり、休憩施設としての機能以外に防災四阿・収納緑台としての役割も果たす予定である。

基本的な方針

公園系施設は、基本的に長期間使用できるよう適切に維持管理し、将来的には老朽化、利用状況、機能等を総合的に評価し、廃止を含め施設のあり方を検討する。



10. 雀宮公園休憩施設



12. 寄居駅南口駅前広場(YORIBA)休憩施設

(11) 供給処理施設

供給処理施設は汚泥再生処理センターと寄居町環境事業所の2施設である。

表 3-12 分類別施設一覧（供給処理施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)	年間利用者数 (人)	避難所	備考
1	汚泥再生処理センター	1	2006	SRC	4,121	-		
2	寄居町環境事業所	3	1983	S	1,560	-		

図 3-14 施設分布（供給処理施設）



現状と課題

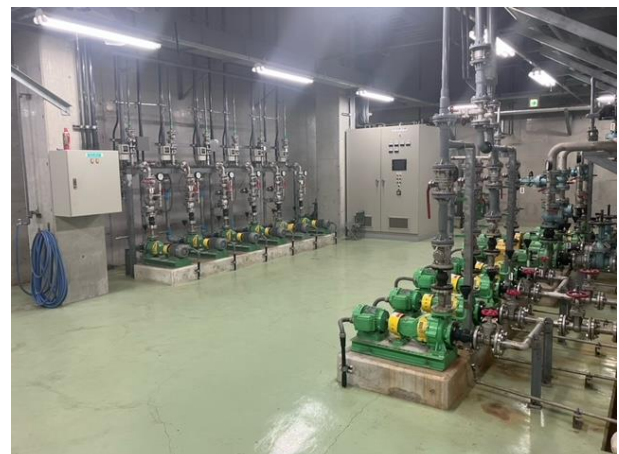
- ・ 「汚泥再生処理センター」は、町のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う施設であり、民間企業への委託により運営している。施設管理の他、機械設備の運転管理に多額の費用を要している。
- ・ 「寄居町環境事業所」は2002(平成14)年に使用を停止しており、2023(令和5)年に解体を予定している。

基本的な方針

- ・ 「汚泥再生処理センター」は、予防保全による計画的な施設の維持管理を図るとともに、維持管理費の平準化及び削減に努める。また、他の処理方法についても検討し、老朽化や利用状況、機能等を総合的に評価し、廃止を含め施設のあり方を検討する。
- ・ 「寄居町環境事業所」は、2023(令和5)年に施設を解体し、跡地に廃蛍光管、廃乾電池などを一時保管するストックヤードの建設を予定している。



1. 汚泥再生処理センター 外観



1. 汚泥再生処理センター 設備

(12) その他施設

その他施設は、鉄道駅に隣接する自由通路、観光トイレ、旧シルバー人材センターを含む各文化財保管庫などの倉庫など 23 施設である。

表 3-13 分類別施設一覧（その他施設）

No.	施設名	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)	年間利用者数(人)	避難所	備考
1	寄居駅南北自由通路	1	1983	S	522	-		
2	桜沢駅自由通路	1	1988	S	501	-		
3	男衾駅東西自由通路	1	2016	S	748	-		
4	波久礼駅前観光トイレ	1	1998	W	41	-		
5	玉淀観光トイレ	1	1994	W	21	-		
6	岩崎観光トイレ	1	2014	W	12	-		
7	寄居駅北観光トイレ	1	1995	RC	38	-		
8	寄居駅南観光トイレ	2	1993	W	45	-		
9	かわせみ河原観光トイレ	1	2005	W	53	-		
10	桜沢駅公衆用トイレ	1	1989	CB	18	-		
11	大正池観光トイレ	1	2009	W	8	-		
12	少林寺観光トイレ	1	1998	RC	20	-		
13	善導寺観光トイレ	1	2003	RC	22	-		
14	浄福寺観光トイレ	1	1999	RC	20	-		
15	本曲輪観光トイレ	1	2001	W	21	-		
16	男衾駅東口トイレ	1	2016	S	27	-		
17	男衾駅西口トイレ	1	2016	S	28	-		
18	文化財保管庫(旧建設課庁舎)	2	不明	W	390	-		
19	旧シルバー人材センター	3	不明	W	419	-		
20	体育館裏倉庫	1	不明	W	64	-		
21	かわせみ河原環境美化管理所	1	1997	W	39	-		
22	かわせみ河原ゴミ集積施設	1	1997	W	5	-		
23	文化財保管庫(歴史館敷地内)	2	1997	W	110	-		

図 3-15 施設分布（その他施設）



現状と課題

- ・ 「自由通路」は、寄居駅、桜沢駅、男衾駅に設置されており、通勤や通学等のため鉄道駅を利用する際の通路として利用されている。
- ・ 「観光トイレ」は、観光客の利便性向上のために設置しており、ハイキング客を中心に利用されている。
- ・ 「旧シルバー人材センターを含む各文化財保管庫などの倉庫」は、所有する文化財やその他物品が保管されている倉庫として活用しているが、多くの施設で老朽化が進んでいる。
- ・ 「かわせみ河原環境美化管理所」、「かわせみ河原ゴミ集積施設」は、近年、キャンプ場等として町内外から多くの利用があるかわせみ河原の環境を維持管理するために設置されている。

基本的な方針

その他施設は、定期的な点検診断などを行い、適切に維持管理し、施設利用者の安全確保を図る。

- ・ 「旧シルバー人材センターを含む各文化財保管庫などの倉庫」は、収容物の管理を決定の上、廃止を検討する。

3-3 インフラ資産

インフラ資産は、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設、公園等、林道、農業集落排水、準用河川の8類型である。

インフラ資産について、類型別の現状と課題及び基本的な方針を示す。

(1) 道路

現状と課題

- ・ 道路の総延長は797.5kmであり、内訳は、一級町道が43.0km、二級町道が36.6km、自転車歩行者道が44.4km、その他町道が673.4kmである。
- ・ 舗装道の延長は406.6kmあり、アスファルトの舗装化等が行っていないため劣化が著しく、未舗装の道路も局地的な大雨などにより洗掘されている。道路附属物も老朽化のため点検と補修、灯具の交換を行っている。

基本的な方針

- ・ 予防保全型の維持管理を引き続き推進し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等費用の平準化を図る。
- ・ 町民生活の身近にある道路については、必要性を考慮し、道路の拡幅改修等や側溝整備等、安全性の確保・向上を図る。また、日常の点検、清掃や植栽の管理など、町民と行政の協働による道路の維持管理を進める。
- ・ 災害時、被災後の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、道路台帳や公共基準点の適切な管理を図る。

(2) 橋りょう

現状と課題

- ・ 橋りょうは、308箇所（長さ2m以上）あり、総延長が2,821m、総面積16,121㎡である。
- ・ 橋りょうは、道路網の形成において重要な役割を担っているが、その多くは経年劣化により老朽化し、建設年度も不明なものが半数を超えている。
- ・ 供用中の橋りょうを架け替えるには、当初の整備時に比べて多くの費用がかかるため、全ての橋りょうの更新は困難な状況である。
- ・ 2014（平成26）年度に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、2019（令和元）年度、2021（令和3）年度に計画を改定し、対象橋りょう数や長寿命化対応について見直しを行った。

基本的な方針

- ・ 「橋梁長寿命化修繕計画」の基本方針に従い、橋りょうの長寿命化の取り組みを進める。
- ・ 橋りょうの機能を確実に維持することで、町民に加え多くの来訪者が安心・安全に橋りょうを含む道路網を利用できるようにする。

(3) 上水道施設

現状と課題

- ・ 上水道施設は、13箇所浄・配水施設があり、管路220.6km（導水管2.0km、送水管8.0km、配水管210.6km）が布設されている。
- ・ 付帯施設は、職員が日常、巡回による点検を実施し、改修等が必要な箇所を発見次第、改修等を実施している。また、専門的な保守点検は業者委託をしている。
- ・ 近年は、高度経済成長期に建設した施設の更新や大規模地震に備えた耐震化が課題である。
- ・ 2015（平成27）年度に「寄居町水道ビジョン」を策定、2020（令和2）年度には「寄居町水道事業経営戦略」を策定し、「安全で安心な水を安定して供給する水道」を基本理念として運営している。

基本的な方針

- ・ 「寄居町水道ビジョン」に基づき施設・財政両面における健全性の確保に取り組む。
- ・ 施設、管路の耐震化、老朽化した施設の更新をリスクベースメンテナンスの考え方を活用し、リスクの高いものから実施する。
- ・ 運営基盤強化のため、「埼玉県水道ビジョン」に沿った大里郡、児玉郡の3市4町による広域化について、本町の実情に合った広域化のあり方の調査・研究を継続する。

(4) 下水道施設

現状と課題

- ・ 下水道施設は、ポンプ場が1施設あり、管路74.6kmが布設されている。
- ・ 公共下水道の整備は、寄居駅周辺用途地域内でほぼ全域、男衾駅周辺用途地域内の一部を残して整備済みである。今後は、2025（令和7）年度を目標に男衾駅周辺用途地域内の西側など未整備区域の整備を進める。

基本的な方針

- ・ 施設・財政両面で健全性を確保していくため、アセットマネジメントを実施し、今後の収支バランスを考慮した施設更新計画の策定等を検討するなど、効率的な管理運営を目指す。
- ・ 耐用年数を超えて老朽化した管路はないが、今後発生する施設の更新に向け、財源確保や施設のあり方等の研究を行う。

(5) 公園等

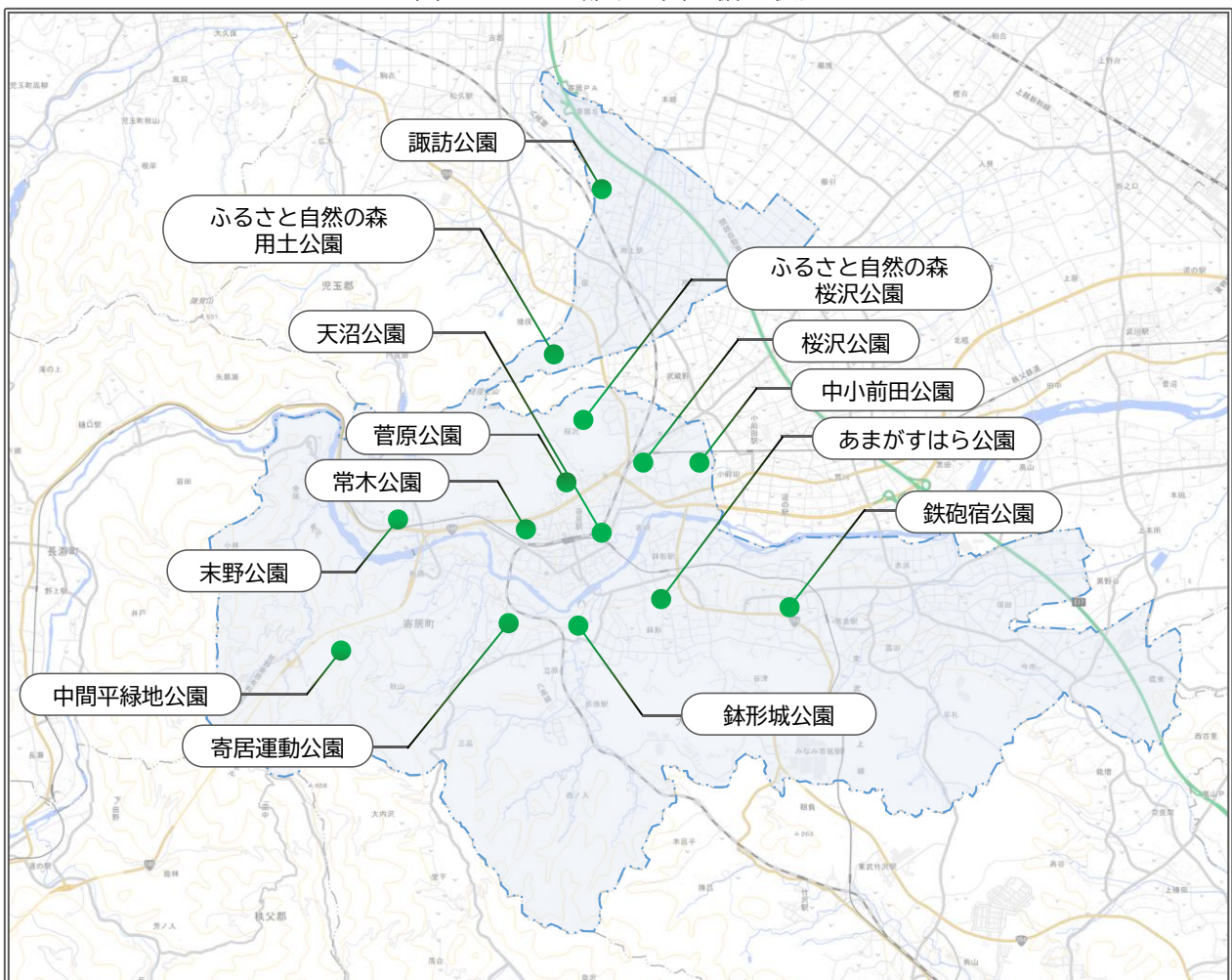
現状と課題

- ・ 公園は都市公園が14箇所、地区管理の児童遊園が29箇所存在する。
- ・ 「寄居運動公園」は1972（昭和47）年度に供用が開始されており、それ以外の街区公園は、いずれも1998（平成10）年度以降に供用が開始されている。
- ・ 公園内の施設も老朽化が進行しており、遊具等の補修も必要となっている。
- ・ 2022（令和4）年度に新たな都市公園として、中小前田公園の供用を開始した。

基本的な方針

- ・ 公園施設の長寿命化計画に沿った適切な維持管理に努めるとともに、町民と協働して管理する公園を目指し、支援体制の充実を図る。

図 3-16 都市公園整備の状況



(6) 林道

現状と課題

- ・ 林道の延長は7,805m、面積は23,524㎡であり計9路線を管理している。
- ・ 森林整備や木材の搬出などに利用されるほか、地域交通における基幹的な道路として、一般の交通に用いられる場合や、近年頻発している豪雨災害等の非常災害時における代替路としての活用が見込まれている。
- ・ 直近では、茨戸線や久々戸線に対し、降雨、暴風、地滑りなど自然災害の復旧工事や舗装打替え、ガードレールの設置等の改良工事を実施した。

基本的な方針

- ・ 予防保全型の維持管理を引き続き推進し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等費用の平準化を図る。

(7) 農業集落排水

現状と課題

- ・ 農業集落排水は、付帯施設が3施設あり、管路35,687mが布設されている。
- ・ 農業集落排水事業は、農村部における快適で衛生的な生活環境を維持するとともに、施設からの処理水などを再利用することで、生産性の高い農業を図ることを目的としている。
- ・ 本町では、用土駅東側、折原地区、今市地区で整備が完了している。
- ・ 2020（令和2）年度に「寄居町農業集落排水事業経営戦略」と農業集落排水施設の再編を検討した「農業集落排水施設最適整備構想」を策定した。

基本的な方針

- ・ 施設・財政の両面で健全性を確保していくため、アセットマネジメントを実施し、今後の収支バランスを考慮した経営戦略と再編計画を基に、計画的かつ効率的な管理運営を目指す。

(8) 準用河川

現状と課題

- ・ 準用河川は、自然護岸整備による維持管理費の増大など、環境改善・災害防止の観点から計画的に整備することが必要である。
- ・ 2018（平成30）年度に男衾駅周辺地区都市整備計画において、明神川の河川工事を実施した。

基本的な方針

- ・ 準用河川の維持管理について適切な整備を行い、安全性、利便性の向上を図る。
- ・ 町が管理する町内の主要な準用河川で防災対策を進め、良好な環境・景観を形成する軸となるよう整備を進める。

第4章 公共施設等マネジメントの推進体制等

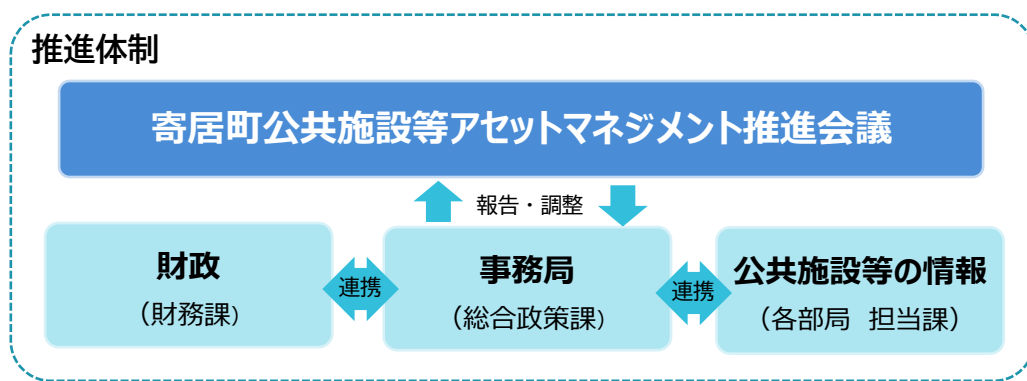
第1節 推進体制と実施方針

1-1 庁内体制とフォローアップの実施方針

(1) 庁内体制

公共施設等のマネジメントは、施設の集約化・複合化、財政との連動など、全庁的に取り組む必要があるため、施設所管課だけでなく、アセットマネジメント推進会議を活用し、全庁的に検討・協議を行っていく。

図 4-1 庁内体制図イメージ

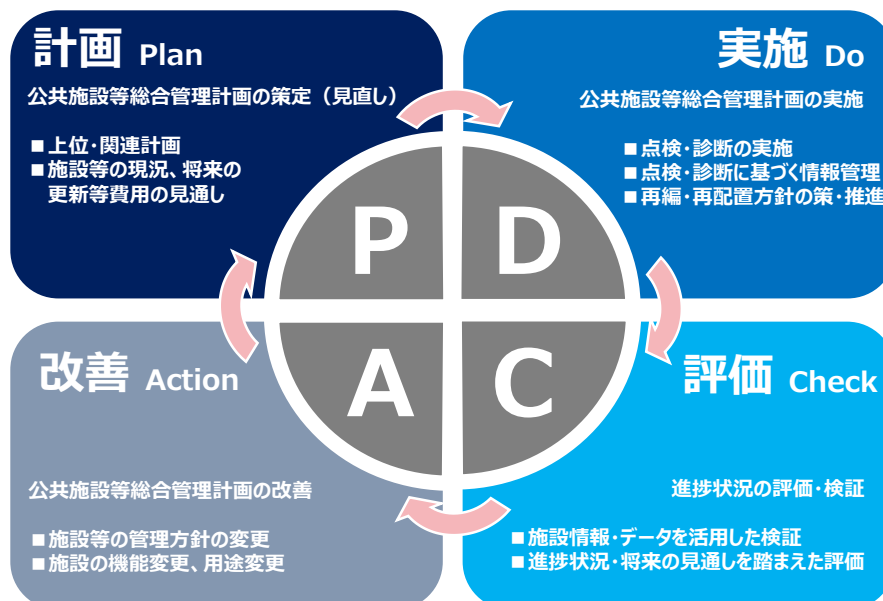


(2) PDCA サイクルの実施

本計画に示す基本的な方針を踏まえ、公共施設等マネジメントを着実に推進するため、PDCA サイクルによるフォローアップを実施する。

また、本計画や個別施設計画は、進捗状況や社会状況の変化を考慮し、随時見直しを図る。

図 4-2 フォローアップの実施イメージ



1-2 町民との情報共有と対話

(1) 町民との情報共有

町民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有することで、持続可能で健全な施設の維持管理が可能になるため、広報やホームページ等により町民と情報共有を図っていく。

(2) 町民との対話

公共施設等マネジメントの推進にあたっては、町民が実際に利用する施設や公共サービスの規模縮小・廃止なども視野に入れて検討を行うことから、受益者である町民との対話が必要不可欠である。アンケート、説明会、ワークショップなど適切な手法を検討し、町民との対話に努める。

1-3 財源確保等の方針

本計画を着実に進めるため、更新等に係る費用の確保が必要である。財源には限りがあるとともに、今後、減少していくことが見込まれているため、将来に備えて、その確保の方針を以下に示す。

(1) 効率的な行財政運営

限られた経費で最大の効果を目指し、行政需要に対応した効率的・効果的な行政運営を推進し、将来世代に負担を先送りすることのない、時代の変化に合わせた公共サービスの提供を行っていく。

(2) 基金の積み立て

将来にわたり安定的に公共施設を改修・更新等できるよう、基金への積み立てを継続し、今後も町の公共施設の更新等に要する財源の確保に努める。

(3) 国・県の補助制度等の活用

公共施設等の管理等において、国・県の補助制度等を活用し、本町の財政負担の軽減を図る。

(4) 施設等の有効活用

民間への施設利活用の増進に関する提案を求めるとともに、広告事業やネーミングライツなど、公共施設を有効に活用することによる新たな財源確保について検討する。

(5) 受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費は、町民税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われている。公共施設の使用料等は、公平性を考慮したうえで、施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要となるため、社会経済環境の変化や利用実態等に合わせた適切な設定を検討する。

寄居町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 12 月

令和 5 年 3 月 改定

発行・編集 寄居町

〒369-1292

埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1

TEL 048-581-2121 (代)

